

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく  
 検証結果(平成 25 年度) (案)に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者 (計 19 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 25 年 12 月 18 日	個人	-	
2	平成 26 年 1 月 14 日	D S L 協議会	会長	三須 久
3	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社 N T T ドコモ	代表取締役社長	加藤 薫
4	平成 26 年 1 月 14 日	エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	有馬 彰
5	平成 26 年 1 月 14 日	ソネット株式会社	代表取締役社長	石井 隆一
6	平成 26 年 1 月 14 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
7	平成 26 年 1 月 14 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
8	平成 26 年 1 月 14 日	一般社団法人テレコムサービス協会	-	
9	平成 26 年 1 月 14 日	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	理事長	西條 温
10	平成 26 年 1 月 14 日	東北インテリジェント通信株式会社	代表取締役社長	柴田 一成
11	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社 エネルギア・ コミュニケーションズ	代表取締役社長	佐野 吉雄
12	平成 26 年 1 月 14 日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
13	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社 ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
14	平成 26 年 1 月 14 日	ソフトバンク BB 株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
15	平成 26 年 1 月 14 日	K D D I 株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
16	平成 26 年 1 月 14 日	九州通信ネットワーク株式会社	代表取締役社長	秋吉 廣行
17	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社 ジュピターテレコム	代表取締役社長	牧 俊夫
18	平成 26 年 1 月 14 日	北陸通信ネットワーク株式会社	代表取締役社長	森 榮一
19	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社 S T N e t	代表取締役社長	中村 進

## 意見書

平成 26 年 12 月 18 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 個人

N T Tによる独占企業の弊害の改善を求めます。

街路には毎日どこかで通信回線の工事車両が止まって工事をしています。しかし彼らは良識がない。

下請孫請けがしている事例が多く、どんな会社が何時までやるのか表示もしていない。普通の工事は道路でも上下水道でもガス工事でも警察が道路使用については許可する。

また電柱使用の付近の民家には事前に工事予定日時と責任者の連絡先を通報するが  
彼ら回線業者は其れも無視。彼らは独占の特権として天下御免なのですか？

車の中にはN T Tと明記した車もあるが他の殆どは無記名の車であり、道路を占拠するばかりか私有地にまで車を出入りさせゴミは放置し、その苦情をN T Tにしようとしても話し中で繋がらない。

民家の屋根に電柱からゴミを放置しても普通の家では気が付くこともないのです。

こうした杜撰な業者が毎日のように電柱工事をしている都度私方のインターネットや電話もトラブルが続いていたのでN T Tに通知しても責任回避でした。

基本料金を払っているのだから不通の場合はペナルティを払うのが世間の常識でしょうがお詫びの一言さえない。

契約は文書でしていますが、トラブルるの責任については文書によるものは拒否されました。站椿は下記の通り-----

本日 2013/12/18 N T T 西日本

普通はやっと繋がっても盪回しだけですから此処までの回答さえ得られません。此れを放置しているのは総務省の怠慢だと思います。

怠慢でないと言うなら天下り先の保護でしょうか？

ともあれ支給改善策を採って欲しいものです。取りあえず本日は以上。

以上

## 意見書

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 650-0027

(ふりがな)ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目

3 番 2 号 神戸駅前ツインビル 7 階

(関西ブロードバンド株式会社 内)

(ふりがな)でいーえすえるじぎょうしゃきょうぎかい かいちょう みす ひさし

氏名 DSL事業者協議会 会長 三須 久

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見提出者 DSL 事業者協議会

検証結果案			意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1)ブロードバンド普及状況に関する検証	イ ブロードバンド市場環境に関する検証	<p>(イ)提供事業者数及び(ウ)市場シェア</p> <p>検証結果(案)によると、FTTHサービスの提供事業者数は241社(平成25年9月末時点)との数値が示されており、「FTTHサービスの提供事業者数は増加」しているとの評価がなされています。ところが、地方においては実際に利用者が選択できるFTTHサービスの提供事業者数は多いとは言えず、依然としてNTT東西殿のフレッツ光サービスしか選択できないケースもあります。</p> <p>提供事業者数が増加しているにも関わらず、FTTHサービスのシェアは依然としてNTT東西殿併せて71.7%(平成25年9月末時点)を占めている状態を考えると、提供事業者数の総数だけでなく、利用者視点に近い指標、たとえば市区町村単位で選択可能な事業者数等を分析し、地域ごとの選択肢の状況を検証すべきと考えます。</p> <p>また、採算性等の問題から事業者が自前設備の構築を行うことが難しい地域において、いわゆる自治体IRU方式を活用してサービスを提供するケースがありますが、これら自治体IRU方式を活用したサービスについても、NTT東西殿が高いシェアを維持しているものと考えられます。実際NTT東西殿は2009年時点で90の自治体にてIRUによるサービスを提供し、さらに240の自治体でもIRU案件に取り組んでいる<sup>1</sup>と公表していることから、現時点では少なくとも300を超える自治体で自治体IRU方式によるサービスを提供していると想定され、それらのエリアでは、独占的な提供状態となっています。</p> <p>自治体IRU方式を活用したサービスについては、九州総合通信局が行ったICT基盤整備事業に係る補助金の交付を受けた事業の調査において、加入率が19%(九州総合通信局内の87事業平均)と全国平均50%に比べて極端に低く<sup>2</sup>、さらにその半数以上の事業において加入率が15%以下<sup>3</sup>となっており、環境はあるもののFTTHサービスが利用されない状況となっています。</p> <p>一方、自治体IRU方式にて光ファイバを借り受ける際には、複数事業者でIRU契約を締結する環境が整備</p>

<sup>1</sup> PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～(2010年11月2日 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社) P.7  
[http://www.ntt-east.co.jp/release/1011/pdf/101102a\\_1.pdf](http://www.ntt-east.co.jp/release/1011/pdf/101102a_1.pdf) / [http://www.ntt-west.co.jp/news/1011/pdf/101102a\\_3.pdf](http://www.ntt-west.co.jp/news/1011/pdf/101102a_3.pdf)

<sup>2</sup> ICT交付金事業実施団体連絡協議会 配布資料(平成24年1月1日 九州総合通信局) P.5

<sup>3</sup> ICT交付金事業実施団体連絡協議会 配布資料(平成24年1月1日 九州総合通信局) 別表1

			<p>されていないため、先行事業者と当該自治体において契約が成立すると、後発事業者が IRU の利用を希望しても契約に応じてもらえないケースがあります。このため、自治体 IRU 方式であれば複数事業者による競争が成立する可能性がある地域においても、後発事業者の参入が成されずに競争が行われていない状況にあるため、複数事業者で IRU を利用するためのガイドラインの策定、啓発等、競争促進に資する環境整備を行うと同時に、自治体 IRU を活用したサービスの提供エリアにおける競争について、前述の総合通信局による調査のデータ等も活用しつつ、詳細に検証すべきと考えます。</p>
--	--	--	--

以上

意見書

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-6150  
住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 かぶしきがいしゃ 株式会社NTTドコモ  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう かとう かおる 代表取締役社長 加藤 薫

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者:NTTドコモ

検証結果案		意見	
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1)ブロードバンド普及状況に関する検証 ウ ブロードバンド利用環境に関する検証 (ア)利用者料金	<p>P14 ユーザー人当たりの平均トラフィックが約2.0GB/月と推計される中で、MNO各社が提供するスマートフォン用の主要な定額制プランは、通信速度が制限されない通信量の上限は一部の料金プランを除き一律7GB/月となっており、平均トラフィックとの間に乖離が見られるところである。他方、MVNOの中には、通信速度が制限されない通信量の上限を1GB/月や2GB/月とした低中利用者向けのより低料金の定額プランを提供している者も存在しており、特に、近年、MVNOは多様なプランを次々と開始している。</p>	<p>・当社は平均トラフィックと整合している3GB/月のライトプランも、代表的なプランの一つとして提供しており、「一部の料金プランを除き」と例外扱いすべきではない。</p> <p>・また、MVNOは、低利用(低速度)・低料金プランによる競争が進展しているが、諸外国と比べ低料金以外に利用形態の多様化が進展しているとは言えない。MNOはMVNOに対しても接続義務を負い、提供条件や料金について公平・同一な扱いが義務づけられており、MVNOが画一的なサービスしか提供することができなくなっていることにより、諸外国と比して多種多様なサービスが進展していない。MVNOの多様化を図り、さらなる参入促進を図るためには、諸外国同様、MVNOに対する接続義務を撤廃し、卸によるビジネススペースの取引とすべきと考える。</p>
		<p>P14 移動系通信事業者の一部は、自社グループ内事業者又はCATV事業者等の固定系ブロードバンドサービスと組み合わせ、スマートフォンの料金の割引を行う固定系と移動系の連携サービスを展開している。これらサービス等がブロードバンド利用環境等に与える影響について、今後注視していくことが必要である。</p>	<p>・KDDI 殿の「au スマートバリュー」は開始から約1年半で利用者540万人(2013年9月末)、au スマートフォン新規契約者の約4割(2012年度第4四半期)にも達しており、更には2013年12月からUQコミュニケーションズ殿等との連携サービスも開始している。同サービスの満足度は総務省殿「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」や当社独自調査においても高い。「au スマートバリュー」が競争環境に大きな影響を与えていることは明らかであり、検証結果として明示すべきと考える。</p>



検証結果案			意見
			<p>・また、OTT(Over The Top)系サービスやグローバル端末が普及し、コモディティ化が進む中、固定・移動の連携サービスはMNO間の重要な差別化要素となっている。したがって、固定・移動の連携サービスが競争環境に与える影響について、早期の検証が必要であり、規制の存在により当社の利用者のみ利便性向上が事実上否定されている状態は速やかに解消されるべきと考える。</p>
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証</p>	<p>P23            現行の二種指定設備制度は、事業法第34条第1項に規定するとおり、端末シェアが10%を超える電気通信事業者が設置する特定の電気通信設備の総体について指定する制度であり、指定に当たっては電気通信事業者単位で判断することとされていることから、当該指定の基準を満たしていないイー・アクセスの電気通信設備を二種指定設備として指定することは適当ではない。            なお、事業者の経営体制を含む近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p>	<p>・先に意見提出した後も、ソフトバンクグループ内の会社を跨る通話定額開始(2013年11月)や本年4月にイー・アクセス殿とウィルコム殿が合併すると発表する等、移動体通信市場におけるグループ連携が益々強まっている。2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、こうした実態を踏まえ、二種指定において企業グループを踏まえた指定の適否を判断する制度整備を行うべきと考える。            ・また、ソフトバンクモバイル殿は二種指定されているにも係らず、接続約款にデータ接続料を明示していない。不透明な取引による公正競争への懸念を払しょくするためにも、この状況は早期に是正されるべきであると考えます。</p>
	<p>(3) 禁止行為に関する検証 ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証</p>	<p>P25            禁止行為等規制の運用に当たっては、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(以下「禁止行為等規定適用事業者指定ガイドライン」という。)を策定・公表しており、</p>	<p>・OTT(Over The Top)の台頭やスマートフォンの急速な普及、企業グループ連携による競争力強化、各社のシェアが近接していること等を踏まえれば、現時点において既に当社に市場支配力が存在しないことは明らかであり、市場支配的な電気通信事業者の指定を解除すべき状態にあることを明示すべきである。</p>

検証結果案		意見
	<p>禁止行為等適用事業者指定ガイドラインに沿って、現在、NTTドコモを当該規定の適用を受ける電気通信事業者として指定しているところであり、上述の規定の趣旨及び禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方に照らし、現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない。</p> <p>なお、近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p> <p>P25</p> <p>市場支配力の濫用を防止する観点から規律されている現在の禁止行為等規制の適用についてみれば、上位3社のうちNTTドコモ以外の2社は、禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方に照らし、現時点において、市場シェアが1位の電気通信事業者との市場シェアの格差や総合的な事業能力を判断した上で、NTTドコモ以外の2社を禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として指定する必要性は認められない。</p> <p>なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p>	<p>・また、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、環境変化を踏まえた規制に見直すべきと考える。日本の移動体通信事業者に対する規制は海外に比べ突出して厳しい規制であり、特に、自由なビジネス展開を阻む禁止行為規制は、日本企業の国際競争力や利用者利便への支障も懸念されるところであり、速やかに見直されるべきと考える。</p>

以上

意 見 書

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうとちよだくうちさいわいちよう  
住 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 ありま あきら  
有馬 彰

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案		意見
2 N T T 東西等における規制の 遵守状況等 の検証	(2) 第二種指定 電気通信設備に関する 検証	<p>今回の検証結果のデータを見ても明らかである通り、移動体データ通信サービス全体契約数が約 147 百万であるのに対し、MNO でない MVNO は約 6 百万程度（MVNO 全体は約 12 百万程度）と、未だ MVNO 市場は途上段階にあり、MVNO 市場の更なる活性化が必要であると考えます。</p> <p>特に SIM ロックに関しては、「SIM ロック解除に関するガイドライン」において、通信サービス・アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限される課題が存在することから当分の間、事業者による主体的な取組によることとされておりますが、競争評価 2012 における事業者別の SIM ロック解除可能な端末の取扱状況を見ると、未だにごく一部の機種しか対応しない事業者が存在し、事業者間の取組に格差が生じています。</p> <p>SIM ロック解除が進まない場合、別の MNO ネットワークによる MVNO サービスを利用する際に新規に端末の購入等が必要となり、SIM ロック解除に対応しない MNO ユーザの利便性が損なわれる状況が続くことが想定されます。</p> <p>今後、LTE の普及等の環境の変化を踏まえて、SIM ロック解除に対する事業者間の取組格差を早期に解消すべきと考えます。</p>
2 N T T 東西等における規制の 遵守状況等 の検証	(2) 第二種指定 電気通信設備に関する 検証	<p>現状、MVNO に接続制度が存在していることから、MNO は約款に基づく公平・同一な条件での提供としているため、MVNO は画一的なサービスしか提供出来なくなっております。</p> <p>MVNO 市場の拡大に向けて、多様化するユーザニーズに対応すべく、MNO と MVNO 間で、卸方式等の個別契約による自由かつ柔軟なビジネスベースでの取引が行える制度を確立すべきであると考えます。</p>

# 意見書

平成 26 年 1 月 14 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 141-6010

住 所 とうきょうとしながわくおおさきにちようめ 東京都品川区大崎二丁目1番1号

名 称 ソネット株式会社

だいひようとりしまりやくしゃちよう 代表取締役社長 いししい 石井 りゅういち 隆一

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成 25 年度）（案）  
に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

<別紙>

意見提出者：ソネット株式会社

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)」  
(以下、本検証結果案という)に関して、以下のとおり意見を提出致します。

当社は、昨年 3 月から LTE/3G のデータ通信サービスを、同年 4 月から「NURO (ニューロ)」  
のサービス名で主に個人宅向けの FTTH サービスを開始し、ほぼ当初に見込んだ通りの事業展開を  
することができました。これは、事業参入に際してあらかじめ必要な各種の制度や手続きが定めら  
れていたことから、それらが有効に機能した結果であると考えております。

このように当社といたしましては、現在法令等で定められている指定電気通信設備制度や禁止  
行為規制等を含むさまざまな制度につきましては、新たな事業参入を促し、競争環境の公正、公  
平さを担保する最低限の制度として、引き続き維持されるべきものと考えております。

加えて、競争環境等の整備については、制度的な課題、競争促進のための課題等が未だ存在し  
ていることも事実であり、固定通信市場のオープン化やモバイル市場の競争促進を含む情報通信  
分野における競争政策について、今後の制度見直し等に向けた検討課題の洗い出しならびに議論  
が行われていくことは、既参入事業者および新規参入を目指す事業者にとりまして好ましいこ  
とであると当社は考えております。

本検証結果案を踏まえつつ、今後見込まれている電気通信事業法、日本電信電話株式会社等  
に関する法律等の改正に向け、より公正、公平な競争環境が整備されますよう、関係各方面におい  
て活発な議論がなされることを期待するとともに、当社においても必要に応じてそれらの議論に  
参画し、協力して参る所存であります。

以上

# 意見書

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 540-8511  
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちょう 大阪府 大阪市 中央区 馬場町 3番 15号  
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいは 西日本 電信 電話 株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 むらお かずとし 村尾 和俊

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 西日本電信電話株式会社

### 公正競争レビュー検証結果（案）に対する意見

先般の当社意見で述べてきたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレーヤーによる端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進んでいます。

こうした市場環境の変化の中で、ユーザは、「固定／移動」、「音声／データ」といった電気通信事業者が提供する従来のサービスの区分に関わらず、利用シーンに応じて様々なサービスを自由に使い分けています。その際、ユーザは多様なコンテンツ・アプリケーションや端末を先に選択した上で、それらの利用に適したネットワークを選択しており、ネットワークよりもコンテンツ・アプリケーションや端末がユーザの主要なサービス決定要因となっています。更に、こうしたユーザ動向の変化を受けて、多種多様なプレーヤーが、「固定／移動」、「音声／データ」といった従来の市場区分を超えて、様々なサービス競争を繰り広げています。

このように現在の情報通信市場は、サービスを提供する電気通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わっています。

しかしながら、今回の検証結果（案）では、以下のとおり、従来の考え方を踏襲するだけの検証となっており、市場環境・競争環境の変化やユーザ動向の実態を踏まえた具体的かつ十分な検証が行われていません。

#### (1) 「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」

- ・ 「ブロードバンド普及状況に関する検証」の項目においては、契約数や市場シェアについて未だに移動系と固定系を分け、更に固定系の中でFTTH・DSL・CATV等のサービスに細分化した従来の市場区分を踏襲した検証結果が示されており、しかしながら、冒頭で述べたとおり、多種多様なプレーヤーが従来の市場区分を超えて、様々なサービス競争を繰り広げている中、従来の市場区分を維持したまま市場を細かく分断し、その中での電気通信事業者間だけの競争に着目するような検証は、市場環境・競争環境の変化、ユーザ動向の変化に対応できておりません。したがって、情報通信市場全体を俯瞰し、従来の市場区分を越えた一つのブロードバンド市場として捉えた検証を行うことが必要であると考えております。
- ・ 「関係主体の取組に関する検証」の項目においては、政府が主体となった取組（予



算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例が紹介されておりますが、その取組がブロードバンド普及促進にどれだけ影響を与えたかについて、定量的な分析を行う必要があると考えます。

加えて、冒頭述べさせていただいた従来の市場区分を超えた多種多様なプレーヤー(端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等)がそれぞれどのような役割を果たしICT利活用促進に貢献したのかといった点について、ユーザ側の視点も踏まえ、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。

検証結果(案)にもあるとおり、基盤整備率はほぼ100%に近い数値となっている中で、様々なプレーヤーがユーザニーズに応えた多種多様なサービスを提供していくことにより、基盤利用率は更に高まっていくものと考えます。

## (2)「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」

- ・ 今回の検証結果(案)においては、現行の規制の遵守状況のみに着目した検証が行われておりますが、冒頭で述べたとおり、市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展する中で、現在の規制は実態を的確に捉えたものにはなっていないと考えます。例えば、

①禁止行為規制に関していえば、先般の当社意見でも述べたとおり、NTTグループ以外の他事業者は、移動系サービスと固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのユーザだけが不利益を被ることとなり、ユーザ利便性が損なわれるだけでなく、ブロードバンドの普及促進を阻害していると考えます。

②指定電気通信設備制度に関していえば、当社のNGNを第一種指定電気通信設備の対象としており、収容局接続機能等の接続料を設定しておりますが、機能の提供開始以降、他事業者による利用実績はありません。

他事業者は独自にブロードバンドサービスを提供し、現に熾烈な競争が展開されていることからすれば、少なくとも当社のNGNについて、第一種指定電気通信設備としてアンバンドル義務を課す必要はないと考えます。

2014年を目途として実施が予定されている「競争政策の見直し」の検討においては、こうした現行の公正競争レビュー制度に係る課題を改善し、更なるブロードバンド普及促進に向け、情報通信市場全体を俯瞰した検証を行っていただきたいと考えます。その上で、現在の市場環境・競争環境に照らし、実態にそぐわない規制は見直したまたは撤廃していただき、ユーザ利便の向上と情報通信市場全体の発展に資する環境整備を行っていただきたいと考えます。

意見書

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかふしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

意見提出者 東日本電信電話株式会社

### 公正競争レビュー検証結果（案）に対する意見

先般の当社意見で述べてきたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレーヤーによる端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進んでいます。

こうした市場環境の変化の中で、ユーザは、「固定／移動」、「音声／データ」といった電気通信事業者が提供する従来のサービスの区分に関わらず、利用シーンに応じて様々なサービスを自由に使い分けています。その際、ユーザは多様なコンテンツ・アプリケーションや端末を先に選択した上で、それらの利用に適したネットワークを選択しており、ネットワークよりもコンテンツ・アプリケーションや端末がユーザの主要なサービス決定要因となっています。更に、こうしたユーザ動向の変化を受けて、多種多様なプレーヤーが、「固定／移動」、「音声／データ」といった従来の市場区分を超えて、様々なサービス競争を繰り広げています。

このように現在の情報通信市場は、サービスを提供する電気通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わっています。

しかしながら、今回の検証結果（案）では、以下のとおり、従来の考え方を踏襲するだけの検証となっており、市場環境・競争環境の変化やユーザ動向の実態を踏まえた具体的かつ十分な検証が行われていません。

#### (1) 「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」

- ・ 「ブロードバンド普及状況に関する検証」の項目においては、契約数や市場シェアについて未だに移動系と固定系を分け、更に固定系の中でFTTH・DSL・CATV等のサービスに細分化した従来の市場区分を踏襲した検証結果が示されており、しかしながら、冒頭で述べたとおり、多種多様なプレーヤーが従来の市場区分を超えて、様々なサービス競争を繰り広げている中、従来の市場区分を維持したまま市場を細かく分断し、その中での電気通信事業者間だけの競争に着目するような検証は、市場環境・競争環境の変化、ユーザ動向の変化に対応できておりません。したがって、情報通信市場全体を俯瞰し、従来の市場区分を越えた一つのブロードバンド市場として捉えた検証を行うことが必要であると考えております。
- ・ 「関係主体の取組に関する検証」の項目においては、政府が主体となった取組（予

算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例が紹介されておりますが、その取組がブロードバンド普及促進にどれだけ影響を与えたかについて、定量的な分析を行う必要があると考えます。

加えて、冒頭述べさせていただいた従来の市場区分を超えた多種多様なプレーヤー(端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等)がそれぞれどのような役割を果たしICT利活用促進に貢献したのかといった点について、ユーザ側の視点も踏まえ、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。

検証結果(案)にもあるとおり、基盤整備率はほぼ100%に近い数値となっている中で、様々なプレーヤーがユーザニーズに応えた多種多様なサービスを提供していくことにより、基盤利用率は更に高まっていくものと考えます。

## (2)「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」

- ・ 今回の検証結果(案)においては、現行の規制の遵守状況のみに着目した検証が行われておりますが、冒頭で述べたとおり、市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展する中で、現在の規制は実態を的確に捉えたものにはなっていないと考えます。例えば、

①禁止行為規制に関していえば、先般の当社意見でも述べたとおり、NTTグループ以外の他事業者は、移動系サービスと固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのユーザだけが不利益を被ることとなり、ユーザ利便性が損なわれるだけでなく、ブロードバンドの普及促進を阻害していると考えます。

②指定電気通信設備制度に関していえば、当社のNGNを第一種指定電気通信設備の対象としており、収容局接続機能等の接続料を設定しておりますが、機能の提供開始以降、他事業者による利用実績はありません。

他事業者は独自にブロードバンドサービスを提供し、現に熾烈な競争が展開されていることからすれば、少なくとも当社のNGNについて、第一種指定電気通信設備としてアンバンドル義務を課す必要はないと考えます。

2014年を目途として実施が予定されている「競争政策の見直し」の検討においては、こうした現行の公正競争レビュー制度に係る課題を改善し、更なるブロードバンド普及促進に向け、情報通信市場全体を俯瞰した検証を行っていただきたいと考えます。その上で、現在の市場環境・競争環境に照らし、実態にそぐわない規制は見直したまたは撤廃していただき、ユーザ利便の向上と情報通信市場全体の発展に資する環境整備を行っていただきたいと考えます。

## 意見書

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちょう3  
東京都 中央区 日本橋 人形 町 3-10-2

フローラビル 8 階

名称

いっばんしゃだんほうじん  
一般 社団 法人 テレコムサービス きょうかい 協会

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)  
(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案		意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1) ブロードバンド普及状況に関する検証 ウ ブロードバンド利用環境に関する検証 (ア) 利用者料金	<p>本検証結果案により示された移動体通信における MVNO の低廉かつ多様な料金プランと、対照的に硬直的な MNO の通信料金は、MVNO による競争が一部において利用者のニーズを満たしている反面、まだ MVNO の移動体通信市場に対する影響が一部に留まっており、両者のサービス間に需要の代替性が存在していないことを示していると考えられます。</p> <p>これは、接続料の額が毎年低下する中、MVNO が MNO に対して接続料の算定にあたって前年度実績値を基礎とするなど不利な条件で競争を強いられている状況にあることが要因のひとつと考えられます。</p> <p>今後、移動体通信市場の更なる競争促進に向け、MNO/一般の MVNO 間と MNO/MNO の子会社または関係会社の MVNO との取引における公正性や透明性の確保など真に公正な競争環境を整備することで MVNO の市場への浸透を図ることは利用者の利益に適うと考えます。そのため今後の電気通信事業法の包括検証のプロセスにおいて、MVNO の参入促進に対する政策的ボトルネックの洗い出し、および制度等の見直しを進めることが重要であると考えます。</p>
	(1) ブロードバンド普及状況に関する検証 ウ ブロードバンド利用環境に関する検証 (イ) 接続料と利用者料金との関係等	<p>平成 25 年 6 月の「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書にて指摘された通り、データ接続料の算定には、接続料算定の基礎となる実績値の測定年度の問題などいくつかの課題があります。これらの課題によりデータ接続料の適正な算定が行われていない可能性があり、中でも実績値の測定年度の問題については、同報告書中でも MVNO が MNO に比べ競争上不利な状態に置かれている可能性があるとの指摘がなされています。</p> <p>また、データ接続料の水準やアンバンドルに対する取り組みの程度について、二種指定事業者間で大きな差異が生じており、MVNO が参入しやすい環境が十分に整備されていません。</p> <p>実績値の測定年度の当年度化については喫緊の課題として実現を希望すると共に、今後、データ接続料算定に係る諸課題の検討加速、並びに更なるアンバンドル化の促進に向けた検討を行っていくべきと考えます。</p>

	<p>(2) 関係主体の取組に関する検証  ウ ICT利活用の促進に関する取組  (ア) オープンデータ・ビッグデータの活用の促進に関する取組</p>	<p>パーソナルデータの利用促進については、これまでも「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」で議論され、その後も IT 総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」で制度見直しも含めた議論が進められています。ただし、法律の改正を伴う制度の見直しには時間がかかると考えられます。</p> <p>しかし、より早い時期にパーソナルデータの利用・流通を促進するため、現状においても企業が安心してパーソナルデータを使用できるようなガイドラインが必要と考えます。早急に策定していただくよう望みます。</p>
<p>2 NTT 東西等における規制の遵守状況等の検証</p>	<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証  ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p> <p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証  ア 指定要件に関する検証  (イ) ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間で不透明な取引が懸念されるため、イー・アクセスを二種指定事業者とすべき。また同一市場においては企業グループ単位の規制に見直すべきとの指摘（意見 26）について</p>	<p>NGN のオープン化については、ブロードバンド答申によって ①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の3つの考え方にに基づき、NGN の段階的発展に対応してアンバンドル化を進めるべきとされています。しかし、実際には全くアンバンドル化は進まず、NTT 東西による NGN 上の新たなサービスの提供もほとんどなされておられません。</p> <p>本来、ブロードバンドの利活用が促進されるためには、NGN 上に様々なアプリケーションが登場してサービス競争が起こるような環境が必要と考えます。しかし、全く実現できていないのが現状であり、さらに今後もこの状況が好転するとは考えられません。そのため、ブロードバンドの利活用促進に向けて改めて施策が必要です。NGN 上に健全で活発なサービス競争が現れる環境の構築を目指して、改めての議論が必要と考えます。</p> <p>本意見に対しては、過去の意見募集において、第二種指定電気通信設備制度の非対象事業者が、二種指定事業者の傘下に入ることにより、MNO と MVNO の交渉上の地位に対し影響が出る恐れがあるとの意見があり、今後の電気通信事業法の包括検証のプロセスにおいて、二種指定設備制度と二種指定事業者のグループとしての一体的事業運営に対応した規制に関する十分な議論が行われることが望ましいと考えます。</p>

<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証 (ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘(意見 27)について</p>	<p>SIM ロック解除に関する意見に対する総務省の考え方(本検証結果案 125 ページ)において示されている通り、SIM ロック解除については平成 22 年 6 月の「SIM ロック解除に関するガイドライン」策定後、各事業者による主体的な取り組みが期待されているところですが、事業者間でもその実施状況に大きな違いが見られます。この間、SIM ロックを巡る状況(市場動向、通信事業者、端末メーカー、通信方式、利用者のニーズ等)は大きく変化していると考えられ、今後、最新の移動体通信市場の動向に合わせ、利用者の立場から各事業者による取り組みを評価し、「SIM ロック解除に関するガイドライン」の適切な見直しを進めることが望ましいと考えます。</p>
<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>現行の第二種指定電気通信設備制度は、一定以上のシェアを持つMNOとMVNOの交渉力の違いに着目した非対称規制ですが、依然としてMVNOとMNOのシェアに大きな差がある中で、二種指定設備制度は今後強化されることはあっても廃止、縮小されるべきではなく、引き続き重要なMNOに対する規律であると考えます。加えて、移動体通信市場の変化に合わせ、これまで検証の俎上に上がっていなかった二種指定設備制度の根拠についても、今後必要な検証を行うべきと考えます。</p> <p>平成 21 年 10 月 16 日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(12 ページ)では、移動通信事業者の設備にはボトルネック性がないとされており、その理由に次が挙げられています。</p> <p><i>移動通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の通信も含めて増えているが、それでも移動体間の通信は全体の5分の1以下(1999年度)にとどまっており、また、固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリゾート)となっているのに対し、移動網は主として個人単位でのオプションな通信手段として普及拡大しており、単純な量的な拡がりで見られるよりもボトルネック性は弱いこと</i></p> <p>しかし、現在では携帯電話・モバイル通信が固定電話通信に比べ必須の通信手段となりつつあり、上記は現状にそぐわないものと考えます。そのため、近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、接続協議における交渉上の優位性に注目することが引き続き適当なのか、または移動体通信事業者の設備にボトルネック性が認められないか、とい</p>



		<p>った規制のあり方についても検証が必要と考えます。</p>
	<p>(5)機能分離の運用状況に関する検証</p>	<p>機能分離は、ブロードバンドの普及とその利活用を促進するための手段であったはずですが、しかし、NGN上でのブロードバンド利活用は、必ずしも順調には進んでいないと考えます。改めてその点を評価するとともに、以前の「ひかりの道」議論で得られた「機能分離」の方針も含めて、新たな議論が必要と考えます。</p>

## 意見書

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 104-0031

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくきょうばし  
住 所 東京都中央区京橋1-12-5

(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじん にほん けんめい  
氏 名 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

りじちょう にしじょう あつし  
理事長 西條 温

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案			意見内容
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(2) 関係主体の取組に関する検証	ウ ICT利活用の促進に関する取組	<p>ブロードバンドサービスの更なる普及促進のためには、行政・医療・教育等の生活に密着した分野での ICT 利活用の推進が必要であり、今般の検証（案）においても取組の進展状況について検証がなれている事は、大変評価に値するものと考えます。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は、各地域において情報通信のみならず医療、福祉、安全・安心、行政、教育、防災など、地域に根差した多種多様なサービスを提供することで地域の発展に貢献し、また今後もより一層の研鑽を重ねていく所存ですが、具体的施策の更なる進展を期待致します。</p>
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(3) 禁止行為に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	<p>禁止行為規制が市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制として機能することで公正競争が図られるべきとの原則を踏まえると、モバイルデータ通信分野において NTT ドコモが42.0%のシェアを持ち、NTT 東西が固定通信市場においてボトルネック設備を保有しかつ固定系ブロードバンドサービス（FTTH サービス）にて71.7%のシェアを持つ NTT グループは、市場において排他的な市場競争ルールを自ら設定する力を有しており、依然として市場支配力を持</p>

			<p>っていると考えられるため、NTT 東西への禁止行為規制は維持、継続されるべきであると考えます。</p>
	<p>(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>		<p>前述のとおり NTT グループは、モバイル分野、固定通信分野の両市場において非常に高い市場シェアを有し、圧倒的な市場支配力を保持し続けており、現在においてもその状況に変わりはないと認識しています。</p> <p>そうした状況の中、NTT ファイナンスによる統合請求の事例のように、市場支配力を有する NTT グループ各社同士が直接または間接的に連携することで NTT グループの経営資源が統合され、積み重ねられてきた公正な競争環境を歪める虞があります。</p> <p>そのため、その市場支配力を利用した不適切な事業運営や、法の趣旨を逸脱したグループ連携等が行われることのないよう現行の禁止行為規制を厳格に運用すると共に、例えば特定関係事業者の指定に新たな枠組みを導入する等して、予見的に公正競争要件の担保を図るべきと考えます。</p>

# 意見書

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 980-0811

(ふりがな) せんだいしあ お ぼくいちばんちょうさんちようめ 7 ばん 1 ごう  
住所 仙台市 青葉区 一番 町 三丁目 7 番 1 号  
(ふりがな) とうほくい ん て り じ え ん と つうしんかぶしきかいしゃ  
氏名 東北 インテリジェント 通信 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しばた かずしげ  
代表取締役社長 柴田 一成

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果  
(平成 25 年度) (案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見提出者 東北インテリジェント通信株式会社

検証結果案		意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1) ブロードバンド普及状況に関する検証	
	(2) 関係主体の取組に関する検証	
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	
	(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	<p>・モバイル市場においては、上位3社の市場支配力がますます強化しております。上位3社とMVNO間にある競争上の格差は依然として大きく、このままでは、モバイル市場の寡占化が懸念されます。</p> <p>モバイル市場の活性化には、更なるMVNOの普及促進が有効であり、サービス競争を更に促進することが、モバイル市場の競争の促進につながるものと考えます。</p> <p>今後実施する「競争政策の見直し」においては、MNOとMVNOとの間におけるサービス競争促進を含めた検討を要望いたします。</p>
	(3) 禁止行為に関する検証	
	(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	
	(5) 機能分離の運用状況に関する検証	
	(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	<p>・NTTファイナンスを通じた料金業務統合について、今後公正競争上問題となるNTTグループの独占回帰につながる施策が行われる懸念があることから、総務省殿で実施する分析・検証内容の外部検証性は</p>

		<p>非常に重要であり、今後も競争政策委員会等の場において、定期的に更に詳細な議論を行うことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・活用業務は、NTT法第2条第5項の規定により、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるとされておりますが、現状、同制度を利用したFTTHやNGN等が主要業務と言える状況が見受けられ、競争事業者へ影響を与えるサービスになっています。</li></ul> <p>届出制移行後には、件数も増加している状況であり、同制度については早急に見直しが必要と考えます。</p> <p>また、外部検証性について、現状のホームページの公表のみでは不十分であり、これまでの活用業務を含め、審議会や競争政策委員等の公の場での検証が必要と考えます。</p>
--	--	--

意見書

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 730-0051  
住 所 ひろしましなかくおおてまち  
広島市中区大手町二丁目 11 番 10 号  
氏 名 かぶしきがいしゃ  
株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう さの よしお  
代表取締役社長 佐野 吉雄

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成 25 年度）（案）  
に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



## 意見提出者 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

検証結果案	(6) 日本	意見
2 NTT 東西等にお ける規制の 遵守状況等 の検証	電信電話株 式会社等に 係る公正競 争要件の検 証	<p>「(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされないことがないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について」に係る検証結果(案)</p> <p><b>【弊社意見】</b></p> <p>NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモの電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスへ移管すること(以下、「本施策」という。)については、公正競争に与える影響が極めて大きいと考えます。</p> <p>本施策については「課題が認められる」として、総務省殿より、平成24年3月23日付けで、上記5社に対し、各社に課せられている規制等の趣旨を引き続き確保する観点から各社が講ずべき措置について要請され、これについて、弊社共から総務省殿に対し、平成24年6月28日付けで連名要望書「NTTファイナンスによる料金請求・回収業務等の統合に係る情報公開及び十分な検証の要望」を提出しました。</p> <p>検証結果(案)では、「総務省は、各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、報告書の精査や、日本電信電話会社や各事業会社等へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確認した。」と記載されています。これに関して、弊社共から要望させていただきました総務省殿の検証における判断の基準・根拠等について示されていないことから、ご説明いただくことを要望致します。</p> <p>なお、今後とも本施策に係る検証の妥当性、及び公正競争を確保するために講じるべき追加的な措置の有無等について、定期的・継続的に検証を行うこと、公正競争環境確保の観点からどのような施策が必要であるか多角的に審議すると共に、継続的に検証して頂くことについても併せて要望致します。</p>

	<p>「(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘（意見55）について」に係る検証結果（案）</p> <p><b>【弊社意見】</b></p> <p>ボトルネック設備を保有するNTT東・西殿に対して活用業務制度を認めたことは、NTTの独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来同制度は直ちに廃止すべきであると考えます。</p> <p>当面、同制度が継続運用されるという前提で以下のとおり意見を申し上げます。</p> <p>現状、活用業務として提供している県間IP伝送やひかり電話が実質的には本来業務であり、これは制度の趣旨を明らかに逸脱して、なし崩し的に業務範囲を拡大するとともに、NTT再編の趣旨に反するものとなっています。</p> <p>したがって、これまで認可・届出された活用業務について、同様のものがないか等、サービス開始以降の活用業務としての妥当性を継続的に検証し、適切な措置を講じていく必要があると考えます。</p> <p>なお、検証にあたっては、競争事業者の意見を反映する公の場を設けるとともに、競争評価、市場監視、ルール策定機能を持った公正競争確保のための委員会等、常設機関を設置することを、改めて要望致します。</p>
--	---

## 意見書

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果  
(平成 25 年度) (案) に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出し  
ます。

(別紙)

この度は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）に対する意見募集」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

**意見提出者** イー・アクセス株式会社

検証結果案		意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1) ブロードバンド普及状況に関する検証	<b>ア ブロードバンドの整備率及び利用率に関する検証</b>  <b>【当社意見】</b> ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度（以下、本制度）は、本制度創設以来、「2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用」を目標に各種取組が進められてきましたが、基盤利用率は平成25年9月末の時点で固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率が65.3%に留まっており、目標達成には程遠い状況となっております。 この現状を踏まえ、2014年目途に実施される「競争政策の見直し」と並んで、これまでの取組にて基盤利用率が伸び悩んだ要因を「需要の掘り起こし」の観点からも分析し、検討課題の洗い出し、及び必要な見直しを実施すべきと考えます。
		<b>イ ブロードバンド市場環境に関する検証</b> <b>(ア)契約数</b> <b>(ウ)市場シェア</b>  <b>【当社意見】</b> F T T Hサービスの契約数は鈍化傾向にありますが、N T T東西殿のF T T Hの市場シェアは71.7%と未だに独占傾向にあり、なおかつ「加入光ファイバのエントリーメニュー」や「新

		<p>たな光配線区画」を利用する事業者が存在しない点を踏まえれば、本制度創設以降にF T T H市場におけるサービス競争促進施策が有効に機能していないため、F T T Hの普及が進んでいない可能性があると考えます。</p> <p>従って、「競争政策の見直し」においては、これまでのF T T H市場における競争政策の効果や課題等について分析し、必要な措置を講じる必要があると考えます。</p>
		<p><b>イ ブロードバンド市場環境に関する検証</b> <b>(ウ)市場シェア</b></p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>検証結果（案）における市場シェア（平成25年9月末）については、N T T東西は個社毎、ケイオプティコム、九州通信ネットワークはその他電力系から切り離して表記されているのに対し、K D D I、ソフトバンクは、資本関係を有する事業者をグループとして位置付けを行った表記となっております。</p> <p>このように、サービス提供形態、及び料金形態が異なるにも関わらず、各社の市場シェアを恣意的にグループとして集約した場合、本制度、及び「競争政策の見直し」の検証スキームにおいて透明性や公正性が確保されないことが懸念されるため、市場シェアは原則全て個社毎で表記すべきと考えます。</p> <p>また、固定系ブロードバンドサービスではサービス毎（F T T H、A D S L、C A T V）に表記されているのに対し、移動体データ通信サービスについては、携帯電話、P H S、B W Aの各サービスをまとめた市場シェアを算定しております。</p> <p>このように、固定とモバイル市場にて恣意的に異なる方法で市場シェアを表記した場合も、上記同様の懸念が生ずるため、市場シェアは一律サービス毎に表記すべきと考えます。</p>
		<p><b>ウ ブロードバンド利用環境に関する検証</b> <b>(ア)利用者料金</b></p>

		<p><b>【当社意見】</b></p> <p>検証結果（案）では、内外価格差調査の調査結果を引用し、携帯電話（音声・メール・データ利用）の利用者料金が低い水準にあることを示しております。</p> <p>しかしながら、検証結果（案）別添2の「移動体データ通信（音声通話・データ通信双方が利用可能なプランの基本料金）の利用者料金の推移」の通りモバイルサービスの利用者料金は低廉化傾向にあることや、当社のように戦略的に低廉な利用者料金を設定しているMNO（LTE電話プラン（にねん）+データ定額5 3,880円/月）が存在している点も考慮すべきと考えます。</p> <p>なお、競争政策の一環として、MVNOを梃子にした利用者料金の低廉化を促進させる場合には、そのデメリットとしてMNOの新規技術の革新や設備投資のインセンティブに影響を与える懸念があること、また他政策の整合性を図ることに留意する必要があると考えます。</p>
	<p>(2) 関係主体の取組に関する検証</p>	<p><b>(エ)ユニバーサルサービス制度の見直し</b></p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>平成23年4月に「加入電話に相当する光IP電話」がユニバーサル対象に追加されたことで、メタル回線と光ファイバの二重投資の回避に一定の効果が期待出来ますが、現状NTT東西殿の提供は、新設エリア（新興住宅地や東日本大震災の復興エリア）に限定されていることを踏まえれば、抜本的な二重投資の解決策までには至らないと考えます。</p> <p>メタル回線/光ファイバの二重投資は、接続料の上昇に働き、ひいては光ファイバ、メタル回線の双方で利用者利便性の阻害に繋がることから、早期に解消すべきであり、「競争政策の見直し」の場にて、NTT東西殿の情報開示のもと、総務省殿、NTT東西殿、接続事業者等の関係者にて効率的なアクセス網の在り方を議論し、今後のアクションプランを示すべきと考えます。</p> <p>なお、今後、「加入電話に相当する光IP電話」のエリア展開が進む場合は、結果として、加入電話や、DSLやドライカップ電話といった接続事業者サービスのフレッツ光ネクストへの巻き</p>

		取りが進み、NTTの独占回帰が強まることが懸念されるため、メタル・PSTNで培った競争環境の維持についても合わせて議論する必要があると考えます。
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	<p><b>ア 指定要件に関する検証</b></p> <p>指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を維持すべき、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せず指定することを維持すべき等の指摘(意見4)について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>検証結果(案)の通り、「ネガティブリスト方式」は、競争事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供することを可能とし、市場の公正競争環境を確保するために必要不可欠なものであるため、現行の指定方法は維持すべきと考えます。</p> <p>また、「端末系伝送路設備の種別(メタル・光)」についても、両回線は共通の線路敷設基盤上にて敷設され、ブロードバンド回線として代替性の高い回線であること等を踏まえれば、引き続き現行の指定方法を維持すべきと考えます。</p> <p><b>イ 指定の対象に関する検証</b></p> <p>(イ) 加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見9)について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>FTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアは71.7%、設備シェアは78.4%(※1)と依然として独占傾向にあり、競争事業者にとってはNTT東西殿の加入光ファイバを利用することが必要不可欠であることから、検証結果(案)の通り、加入光ファイバを引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>(※1) 平成24年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況</p>

		<p><b>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</b></p> <p>ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要との指摘（意見12）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>検証結果（案）の「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」における検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性を検討すべきとの考え方に賛同します。</p> <p>なお、「NGNのオープン化」を進める上では、各社が本制度の意見書にて主張しているように、以下の措置等が必要であることから、「競争政策の見直し」において検討すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな設備の実装や設備更改の際には、アンバンドルを前提とした技術仕様とすること</li> <li>・ 接続事業者の検討に資するよう、設備やオペレーションシステムの仕様やコストについて十分な情報開示を行うこと</li> </ul> <p><b>■コロケーション電気料について</b></p> <p>検証結果（案）にて平成25年9月末時点におけるADSLサービスの契約数は、492.4万（前年12月末比▲14.2%）と大幅に減少しており、今後も超高速ブロードバンドへの移行及び移動体データ通信サービスの普及に伴い、減少傾向は加速するものと思われます。</p> <p>ADSLサービスを提供している接続事業者は、このような市場環境のなか、利用者利便性を担保しつつ事業継続するために、より一層のコスト削減を図る必要があり、非効率な装置の円滑な設備撤去が重要な課題となっております。</p> <p>今後は、エリア全般的に減少傾向となるため、パッケージ単位または単独の設備撤去だけでなく、エリア単位における大量な設備数の撤去が予測されますが、FTTHサービス等の普及に伴う新設工事も並行しているため、施工会社及びNTT東西殿の立会い等の稼働確保も困難な状況となり、撤去工事にかかる期間は長期化する虞があります。</p>
--	--	---



		<p>コロケーション設備に係る電気料については、このような大量の設備撤去計画に関する課題も考慮したうえで、実際のコロケーションリソース利用の有無を適宜反映出来るような効率的な減設工事の実施や工数見直しを行い、コスト負担の適正性が確保されるように、更なる電気料柔軟化スキームを検討することが必要と考えます。</p>
	<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する 検証</p>	<p>(イ) ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間で不透明な取引が懸念されるため、イー・アクセスを二種指定事業者とすべき。また、同一市場においては企業グループ単位の規制に見直すべきとの指摘（意見26）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>接続協議は、事業者単位で実施するため、当社のような市場シェアの低い後発事業者と指定事業者との協議において、交渉上の地位の優位性が働くことはグループの有無に関わらず起こり得ることを踏まえれば、検証結果（案）の通り、当社を指定対象に含めるべきではないと考えます。</p> <p>(ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘（意見27）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>検証結果（案）においては、「競争政策の見直し」にて、モバイル市場における規制の在り方について検討される旨が示されており、MNOとMVNO間の競争条件についても検証が行われるものと推察しますが、ボトルネック設備を起因とした第一種指定設備制度の趣旨との差異を前提にした上で、MNOの新規技術の革新や設備投資のインセンティブへの影響、また他政策の整合性を図ることに留意する必要があると考えます</p>

<p>(3) 禁止行為に関する検証</p>	<p>ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証</p> <p>(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘（意見30、31）について</p> <p>(イ) 上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して規制が必要との指摘（意見32）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>検証結果（案）の通り、NTTドコモ殿の市場シェア（売上高）、及び総合的な事業能力を勘案すれば、禁止行為規制の対象については、現行の通りNTTドコモ殿のみ指定することが適切と考えます。</p> <p>なお、検証結果（案）においては「競争政策の見直し」にて、モバイル市場における環境変化を踏まえて実施される旨示されておりますが、二種指定制度における禁止行為規制の対象については、以下の理由から、引き続きNTTドコモ殿のみ指定することが適切と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル市場におけるNTTドコモ殿の契約数シェアは44.3%（※2）を占め、電気通信事業収入のシェアでは50%以上を占めること、及び財務基盤、設備投資規模、ブランド力、並びにNTTとしての位置づけ等の総合的な要素からすると依然として十分に支配力を有すること</li> <li>・ 米国、英国、フランス、ドイツにおいては、契約数シェアトップの事業者と第二位の事業者の差が10%未満に留まり、諸外国と比較した場合でもNTTドコモ殿の契約数シェアは高い水準にあること（※3）</li> <li>・ 共に、指定電気通信設備を持ち、なおかつ、市場シェアがFTHの71.7%、携帯電話44.3%と高い水準にあるNTT東西殿とNTTドコモ殿のグループ間連携は、他の競争</li> </ul>
-----------------------	--

事業者が追随出来ない巨大な市場支配力の行使に繋がることが懸念されること

(※2) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ (平成25年度9月末)

(※3) 各国のモバイル市場における契約数シェアの比較

	第1位	第2位	差
<b>米国</b> (2013年6月末)	<b>AT&amp;T</b> (34%)	<b>Verizon</b> (31%)	3%
<b>英国</b> (2012年3月末)	<b>Everything,Everywhere</b> (33%)	<b>O2</b> (27%)	6%
<b>フランス</b> (2012年6月末)	<b>OrangeFrance</b> (37.3%)	<b>SFR</b> (29.4%)	7.9%
<b>ドイツ</b> (2012年7月末)	<b>Vodafone</b> (31.5%)	<b>T-Mobile</b> (31.2%)	0.3%
<b>日本</b> (2013年12月末)	<b>NTTドコモ</b> (44.3%)	<b>KDDI</b> (28.0%)	16.3%

出典：総務省、TCA「テレコムデータブック」

(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘 (意見44、45) について

(5) 機能分離の運用状況に関する検証

(5) 機能分離の運用状況に関する検証

(ア) 申込から開通までの期間の同等性、設備構築情報等の内容や開示されるタイミングの同等性の検証を厳格に行うべきとの指摘 (意見46) について

		<p>(イ) 機能分離の検証が不十分であると考えられるため、禁止行為規定遵守措置等報告書を可能な限り公表して外部検証性を確保する等必要な措置を講じるべきとの指摘（意見47）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>検証結果（案）考え方49の「競争政策の見直し」にて、必要に応じて、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置についても検討するとの考え方に賛同します。</p> <p>検討に当たっては、以下の観点を踏まえて、課題の洗い出しや必要な措置を検討すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでのNTT東西殿の機能分離措置の運用状況、及び本制度の意見書にて主張されているボトルネック設備利用の同等性確保における問題事例</li> <li>・ 業務委託先子会社等の監督義務の運用状況、及び法令改正時には想定していなかった（もしくは、今後想定される）NTTグループの業務形態の変化（例：NTTファイナンス殿への料金業務の移管）</li> </ul> <p>なお、NTT東西殿の措置の運用状況の検証においては、接続事業者側からの外部検証性が確保出来るよう、NTT東西殿の報告書の内容は可能な限り開示すると共に、総務省殿にて適切に措置が取られていると判断した基準等についても開示する必要があると考えます。</p> <p>また、NTT東西殿の情報開示のみでは外部検証性の確保が不十分と判断される場合には、第三者機関による監査や総務省殿による立入調査を実施することも検討すべきと考えます。</p>
--	--	--

<p>(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされることのないよう、適時適切に措置すべきとの指摘（意見52）について</p> <p><b>【当社意見】</b></p> <p>検証結果（案）の「競争政策の見直し」にて、必要に応じてNTTグループに係る累次の公正競争要件等含む競争ルールの見直しを検討するとの考え方に賛同します。</p> <p>上述の通り、NTTグループによる業務統合・連携については、他社、及び他グループが追随出来ない巨大な市場支配力の行使が懸念される中で、「NTTファイナンス殿への料金業務の移管」のように、NTTグループが、現行の行為規制の趣旨に抵触、もしくは潜脱する営業行為を実施すれば、公正競争環境を阻害することが容易に想定されます。</p> <p>従って、「競争政策の見直し」においては、NTTグループに係る累次の公正競争要件が有効に機能するよう、今後のNTTグループの業務統合や連携を見据えた指定対象の見直し（子会社、業務委託先等の追加）や、抵触基準の更なる明確化等を検討すべきと考えます。</p>
------------------------------------	---

以上

## 意見書

平成26年1月14日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 530-6116  
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう  
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ  
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成25年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 株式会社ケイ・オブティコム

検証結果案	意見
<p>2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証</p> <p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>「(ア) モバイル市場は原則として市場競争に委ね必要最小限の規制とすべきであり、現行の指定の基準値は適切との指摘(意見25)について」</p> <p>「(ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘(意見27)について」</p> <p>「現行制度はMNOに対して世界的に見ても厳しい規制が課されている、グローバルなMVNOの展開も見られる中、MNOに過度な規制をすべきではないとの指摘(意見28)について」に係る検証結果(案)</p> <p><b>＜弊社意見＞</b></p> <p>国民共有の財産である周波数の割当てを受けて事業を営んでいる二種指定事業者は、電気通信市場全体に与える影響力から鑑みてその公益的役割は大きいことから、近年の環境変化を踏まえると、二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があつて然るべきと考えます。</p> <p>これまで総務省殿においては、二種指定制度の規制対象の見直しや「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定等の措置を講じていただいているところですが、現状、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か(携帯電話・PHSの契約数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は642万加入(平成25年9月末))であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。加えて、「MNOでもあるMVNO」の存在は、周波数の割当てを受けないMVNOの市場参入によりモバイル市場の活性化を促すという本来の目的にそぐわないどころか、国民共有の財産であり有限希少な周波数を二種指定事業者を中心とするグループ内で共有することから、モバイル市場の一層の寡占化を招くものです。</p> <p>こうした実態を踏まえると、二種指定事業者とMVNOとの間にある競争上の格差は依然として大きく、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるものと危惧します。</p> <p>よって、二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の措置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>2 NTT東西 等における 規制の遵守 状況等の検 証</p> <p>(2) 第二種 指定電気通 信設備に関 する検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 接続約款について、現行の届出制から認可制への移行</li> <li>● 接続料算定における将来原価方式の導入(MVNOの事業予見性の確保)</li> <li>● 接続料算定時期に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消</li> <li>● アンバンドル機能の提供義務化・拡大(すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供)</li> <li>● 二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化</li> </ul> <p>加えて、MVNOの参入促進策として、これまでに講じた措置の検証が必要であるとともに、当該措置の遵守状況に関する監視機能を強化する観点から、次の点を含めてさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 二種指定事業者に対する「SIMロック解除に関するガイドライン」の厳正化</li> <li>● 周波数割当申請時に示したMVNOへの提供計画との乖離要因の検証と、当該検証結果の公表</li> </ul>



検証結果案	意見
<p>2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証</p> <p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>「(イ) ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間で不透明な取引が懸念されるため、イー・アクセスを二種指定事業者とすべき。また、同一市場においては企業グループ単位の規制に見直すべきとの指摘(意見26)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、二種指定事業者の市場支配力がますます強化しています。</p> <p>加えて、二種指定事業者と自社のグループ企業が一体となった次の取り組みにより、MVNOの参入やモバイル市場の健全な発展を阻む動きがみられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● グループ企業のMNOに対する二種指定設備の優先的取扱いの恐れ</li> <li>● グループ企業のMNOの設備の二種指定を回避しつつ、二種指定事業者がその設備を独占的に活用している恐れ</li> <li>● 二種指定事業者とグループ企業のMNOとの間のターゲット市場の棲み分け(二種指定事業者の高い料金水準を維持しつつ、グループ企業はMVNOと競合する低料金のサービスを展開)による当該グループの市場支配力の維持</li> </ul> <p>このような状況が続くことになれば、MVNOの普及促進によるサービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失われることとなり、お客様の利便性は却って損なわれることとなります。</p> <p>以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、同一グループ内企業における事業者間取引の適正性・透明性について詳細に検証するとともに、二種指定事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。</p>

検証結果案		意見
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(3) 禁止行為に関する検証	<p>「(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30、31)について」</p> <p>「(イ) 上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して規制が必要との指摘(意見32)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えるだけでなく、NTTファイナンス殿を通じたグループ各社の料金請求・回収業務の統合や、活用業務制度によるNTT東西殿の業務範囲の拡大など、自らの論理により実質的にグループ連携を進めていることから、NTTグループに対する現行規制については、引き続き維持または強化すべきと考えます。</p> <p>今回の検証結果案において、「NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない」とされており、他方、NTT東西殿の加入光ファイバについては、これまで、「実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有している」とされています。加えて、そういった圧倒的な影響力を持つNTTドコモ殿とNTT東西殿を中心としたグループ連携が進められていることは、なし崩し的にグループ会社の再統合や、独占への回帰を図るものと危惧するところです。</p> <p>よって、NTTグループに対する指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の現行規制については、引き続き維持するとともに、真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要です。</p> <p>また、モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、二種指定事業者の市場支配力がますます強大化しているものと認識しております。加えて、二種指定事業者を含む企業グループは、モバイル市場での売上を原資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体への影響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な発展が阻害されつつあります。</p> <p>以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、二種指定事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。</p>

検証結果案		意見
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	<p>「再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘(意見44、45)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>NTT西日本殿の販売代理店等における不適切な営業活動については、従来から指摘を重ねていますが、NTTグループ一体となった共同営業行為、NTTブランドによる優越的地位を乱用した営業活動、弊社サービスに関する不正確な説明によるサービス誘導といった事例がいまだに散見されます。</p> <p>よって、総務省殿においては、NTT西日本殿による不適切な営業活動を防止するための措置が十分であるか継続的に管理監督いただくことに加え、総務省殿主導による厳格な調査・検証を実施するべきと考えます。また、NTT西日本殿が販売代理店等を十分管理監督しているか疑問のあるところであり、不適切な営業活動の早期是正を含めて、NTT西日本殿による販売代理店等の管理監督の徹底を強く要望いたします。</p>

検証結果案		意見
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(6)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	<p>「(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えるだけでなく、NTTファイナンス殿を通じたグループ各社の料金請求・回収業務の統合や、活用業務制度によるNTT東西殿の業務範囲の拡大など、自らの論理によってグループ連携を進めており、このことは、電気通信市場におけるNTTシェアの高止まりの主因であると考えられます。</p> <p>その中で、NTTファイナンス殿によるグループ各社の料金請求・回収業務の統合について、今回の検証結果案では、「本年6月に各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、上述の要請の趣旨を満たす措置が講じられているか否かの観点から、報告書の精査や、日本電信電話株式会社や各事業会社等へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確認した」、「これらの結果、上述の要請の趣旨を満たすための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない」とされていますが、今年度の総務省殿の検証における判断基準や考え方については、一切公表されていません。</p> <p>NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを強く要望いたします。</p>

検証結果案	意見
<p>2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証</p> <p>(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>「(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>現在のNTT東西殿の主力サービスのほとんどが活用業務を用いて提供されており、活用業務自体がNTT東西殿の圧倒的なシェア維持に貢献し、固定通信市場におけるNTTグループの市場支配力の拡大要因となっています。特に、届出制への移行後は、全国サービスであるNTT東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについて、より一層の透明性・客観性の確保が求められます。</p> <p>その中で、今回の検証結果では、「NTT再編成の趣旨をないがしろにするものではない」とされていますが、これまで活用業務を用いて提供されたサービスが市場に与える影響について、分析・検証がなされた形跡はありません。</p> <p>よって、総務省殿における個々の活用業務に対する検証は、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降永続的に実施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくことを要望いたします。</p> <p>活用業務について現行の届出制を進めていくにあたっては、認可制時代を含めた過去の個々の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を永続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。</p>

検証結果案	意見
その他	<p>「ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB～J番号のIP電話サービスについて公の場で議論をすべき。(意見61)」に対する考え方</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB～J番号のIP電話サービスについては、総務省殿の「考え方61」において、「従来のOAB～J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたものであることから、競争条件を抜本的に変更するものではない」とされていますが、これまで、さまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の健全な発展が損なわれるものと考えます。</p> <p>よって、本サービスが利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることがないかという視点にたつて、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。</p>

## 意見書

平成 26 年 1 月 14 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンク BB 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクテレコム 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクモバイル 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

政府の成長戦略である「日本再興戦略」<sup>1</sup>(平成 25 年 6 月閣議決定)においては、「料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し」として、「NGN(Next Generation Network)のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証」が必要とされています。

本検証は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」(平成 24 年 5 月 総務省)にも記載されているとおり、ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、「本制度」とします。)として、「2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用」を達成するため、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するものであると認識しています。具体的には、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」合同部会の最終取りまとめを基に平成 23 年に法令等が整備されましたが、当該法令等に定められた措置について、毎年度の継続的なチェックを行い、制度整備の実施後 3 年を目途に、その有効性及び適正性について包括的な検証を行うとしています。

従って、「2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」」(以下、「競争政策の見直し」とします。)にあたっては、各種定量的な指標での状況分析に加え、これまでの施策(NTT 東西に係る「機能分離」の実施や子会社等との一体経営への対応等を含む)が固定・移動体通信市場に対し、それぞれどのような効果を与えたかという観点から、今後の新たな対応について、十分に検討を重ねる必要があります。

なお、NTT グループは、営業収益 10 兆円を超える巨大企業グループであり、情報通信市場または関連市場において有力な地位を占めています。これらの会社が益々連携を強化することになれば、通信市場だけではなく、日本経済全体に大きな影響を与えることが懸念されるため、「競争政策の見直し」にあたっては、こうした NTT グループの強大な市場支配力を十分に考慮すべきです。

次頁以降、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 25 年度)(案)」(以下、「本検証結果(案)」)とします。)に対する弊社共の個別意見を述べさせていただきます。

<sup>1</sup> 日本再興戦略 (平成 25 年 6 月)

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou\\_jpn.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf)



検証結果(案)			意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1)ブロードバンド普及状況に関する検証	ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証	<p>本項目においては、基本的には数値が列挙されるに留まっているため、総務省殿においては、措置の必要性を判断することが可能なレベルまで要因分析や課題の整理等を行うことが必要と考えます。</p> <p>基盤整備率について、平成 25 年 9 月末時点で、固定系ブロードバンドサービスは、全国平均 99.4%、固定系超高速ブロードバンドサービスは全国平均 97.5%となっており、本検証結果(案)1(2)アに記載されている「未整備地域における基盤の整備に関する取組」等により一定の進展があったと考えます。</p> <p>一方、基盤利用率について、本検証結果(案)においては、「固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率については世帯数、移動系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率については人口数をベースにしているため、単純な合算は困難であるものの、超高速ブロードバンドサービス全体として、その利用が進展している」との評価を行っています。しかしながら、これは、3.9 世代携帯電話の普及により移動系超高速ブロードバンドの利用者が爆発的に増加(直近 1 年間で約 2,500 万回線)したことに起因しているものです。そもそも、移動系データ通信と固定系超高速ブロードバンドは、両者の特性の違いから、状況・用途に合わせて使い分けられており、固定・移動の需要が完全に代替するケースは一部に限られることから、基盤利用率を評価するにあたっては、それぞれの市場において個々に評価すべきです。</p> <p>なお、超高速ブロードバンドの利用率向上には、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月閣議決定)にも記載のあるように行政サービスや医療・介護等、生活に密接な環境の ICT 化が有効であると考えますが、その仕組みは利用者にとって分かりやすく、使いやすいものであることが必要です。加えて、各分野における ICT 化を推進し、より大きな効果を創出するためには、共同のシステム構築や業務プロセスの統一化を図る必</p>

検証結果(案)		意見
		<p>要があり、各ステークホルダと連携して進めること等が重要と考えます。</p> <p>また、固定系ブロードバンドサービスについては、その基盤利用率が未だ基盤整備率との間に大きな乖離があり、その要因の分析及び課題(回線貸出形態・貸出条件・それらに付帯する制約条件、利用者への提供条件等)についても整理等を行うべきです。例えば、本検証結果(案)別添 1「NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数(都道府県別)」に関しては、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2013(案)」(以下、「競争評価実施細目(案)」)に対する弊社共意見書でも述べさせて頂いたとおり、貸出回線数全体の数字だけでは、増加傾向を示す要因や用途の内訳等の分析には不十分です。従って、貸出回線率は勿論のこと、主たる利用用途が異なるシングルスター方式とシェアドアクセス方式ごとに区別し、また、集合住宅、戸建住宅及びビジネス利用に区別した割合を算出した上で、他事業者が、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」とします。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」とします。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」とします。)からどの程度回線提供を受け、超高速ブロードバンドサービスの提供を行っているのか等の実態を把握したうえで、精緻な分析を行って頂きたいと考えます。</p> <p>また、NTT 東西殿の加入光ファイバを利用したサービス競争の進展がないと明らかとなった場合、「2014 年に行われる「競争政策の見直し」」において、加入光ファイバの貸出ルールを見直す等、サービス競争促進に向けた対策を確実に実施して頂きたいと考えます。</p> <p>移動体データ通信サービスについては、既に契約数は 1 億 4 千万を超え、LTE や</p>

検証結果(案)			意見
			<p>WiMAX、AXGP 等、新しい通信方式で高速通信が実現されています。加えて、3.9 世代携帯電話の契約者数<sup>2</sup>が平成 25 年 9 月末に 3,200 万人を突破する等、各社の熾烈な競争により、世界に類を見ないスピードで普及が進んでいます。</p> <p>その一方で、各社は年々倍増するトラフィックを処理する必要があり、通信を安定して提供するために、膨大な設備投資を行っているところです。従って、本件に係る検討を行う際は、このような日本における移動体データ通信ネットワークに関する状況を十分に踏まえ、設備投資インセンティブを損なうことのないようにすべきと考えます。</p>

<sup>2</sup> 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 25 年度第 2 四半期（9 月末））（平成 25 年 12 月 13 日 総務省）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_02000069.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000069.html)

検証結果(案)		意見
	イ ブロードバンド市場環境に関する検証	<p>(ア)契約数</p> <p>本項目においては、「超高速ブロードバンドへの移行を伴う普及が一定程度進んでいるものの、増加率については鈍化傾向」との評価がなされていますが、1(1)アにて記載したとおり、固定系超高速ブロードバンドサービスについては、「増加率について鈍化傾向」となっている要因の分析及び課題(回線貸出形態・貸出条件・それらに付帯する制約条件、利用者への提供条件等)を整理したうえで、課題解決に向けた措置を確実に実施して頂きたいと考えます。</p> <p>移動系超高速ブロードバンドサービスについては、上述のとおり、堅調に推移しており、検討はこうした各社の状況を踏まえて行うべきです。</p> <p>(イ)提供事業者数及び(ウ)市場シェア</p> <p>本検証結果(案)によると、FTTHサービスの提供事業者数は、平成25年9月末時点で241社であり、「FTTHサービスの提供事業者数は増加」としているとの評価がなされています。しかしながら、そもそも241社の内訳としては、CATV事業者や自治体の保有するIRUによるサービス提供等、地域限定での提供を行う事業者が多数であることから、ユーザが選択可能な事業者数は依然として少なく、また主要事業者のシェアも大きな変動がないものと考えます。</p> <p>従って、本年度の競争評価実施細目では、「地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析」が行われる予定となっていますが、実際にエンドユーザにFTTHサービスを提供している事業者数や1ユーザが選択可能な事業者数、料金等について、分析すべきです。また併せて、設備保有事業者と光ファイバ貸出によるFTTHサービスの提供事業者数やそのシェア比較等(例:回線借入事業者数〇社、FTTHサービスにおけるシェア〇%)も考慮に入れた検証も必要です。</p>

検証結果(案)		意見
		<p>なお、241 社もの提供事業者数が存在しながら、平成 25 年 9 月末において、未だ NTT 東西殿のシェアが 71.7%あることは、NTT 東西殿がいまだに圧倒的な市場支配力を有していることを示すものです。従って、本問題の要因を多角的に分析し、必要に応じ本質的な措置も検討が必要です。</p> <p>移動体データ通信サービスにおける提供事業者数については、「地域 WiMAX 事業者を除くと8者となっており、これら8者は3グループに集約されている」との評価がなされています。本年度の競争評価実施細目(案)に対する弊社共意見書でも述べさせて頂いたとおり、弊社共の場合は、2014 年 3 月期より国際会計基準(IFRS)に基づく連結貸借対照表において、Wireless City Planning 株式会社殿及びイー・アクセス株式会社殿を連結子会社としていますが、両社の株式を取得する際には、関係機関の指導に従い、種々の法規制や手続を適切に遵守した上で、各社が独立性を担保する形で契約を締結しています。また、実際の事業活動においても、各社独立したサービスを提供し、個別の企業努力により顧客獲得に努めているところです。従って、市場の競争状況の分析においては、基本的には各事業者を個別の事業体として検討すべきです。</p> <p>また、何らかの基準を設け、企業グループの範囲を定義する際は、各グループが採用している会計基準が異なること等によって、グループ間で条件に差異が生じることのないよう、同一基準を用いて定義する必要があると考えます。なお、移動体データ通信サービス市場におけるシェアについては、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」とします。)殿が平成 25 年 9 月末において 44.3%<sup>2</sup>であり、未だ大きな市場支配力を有しています。従って、引き続き禁止行為規制の対象とすべきです。(詳細は 2(3)アにて後述)</p>

検証結果(案)		意見
	ウ ブロードバンド利用環境に関する検証	<p>(ア)利用者料金</p> <p>本項目においては、データ定額通信料の割引サービス対象が特定の者・期間に限られ、一般の契約者に適用される通信料金そのものにはほぼ変化がないとの評価がなされています。しかしながら、利用者は自らの判断によって割引サービスを選択することができ、事業者としては、利用者に割引サービス適用の機会を公平に提供しております。</p> <p>定額プランにおける通信量の上限に関しては、通信速度が制限されない通信量の上限である7GB/月と平均トラフィックとの間に乖離が見られるとの記載がなされていますが、定額制プランの料金は7GB/月の利用代金として料金設定しているのではなく、当初は通信量無制限として提供開始したものの、一部のヘビーユーザが大半のトラフィックを占めている実態を受け、利用者間の不公平感を解消するために通信量の上限を設けたものとなります。従って、定額制プランの料金が7GB/月の利用代金であるというような誤解を招きかねない記載については修正頂きたいと考えます。</p> <p>また海外との料金比較という観点では、「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成24年度調査結果－」<sup>3</sup>の引用より、海外6都市と東京を比較した場合、ライトユーザでは東京が最も高い料金水準になることが記載されています。これは通信料金のみを対象に料金比較されたものですが、実際に利用者が支払う料金は、端末代金や割引サービス等が加味されたものであるため、必ずしも通信料金のみを比較を以って東京の料金水準が高いと言い切れるものではないと考えます。加えて、主に電気通信事業者が行う設備投資等により、ユーザが得られる通信サー</p>

<sup>3</sup> 「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成24年度調査結果－」(平成25年6月)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_02000211.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000211.html)

検証結果(案)			意見
			<p>ビスの品質においても、日本と大きな差があると考えられます。</p> <p>実際、当該内外価格差調査自体にも「電気通信サービスに係る料金については、各国とも通常料金・割引料金の別をはじめ、様々な体系が存在し、利用形態により要する料金が異なること、同一国内でも地域間格差があり得ること、為替レートの変動に大きく影響を受けること等に留意が必要です。従って、本調査結果は指標の一つとして捉えることが適当」とあるように、本調査結果の一部を切り出してそのまま引用するのは適切ではなく、料金に関する評価にあたっては、そうした端末負担を含めた料金体系全般やユーザが受ける通信サービスの品質等の状況を俯瞰して頂くことを要望します。</p>

検証結果(案)		意見
(2) 関係主体の取組に関する検証	イ 公正競争環境の整備に関する取組	<p>(ウ) 平成 23 年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し</p> <p>平成 26 年度に商用開始を予定している接続事業者向け光配線区画については、NTT 東西殿のシステム開発費や分岐端末回線接続料の上昇等を考慮すると、既存の配線区画と比較した場合のコストメリットがないため、トライアル参加事業者も1社に留まっています。加えて、補完的措置のエントリーメニューについても、現時点で利用実績がありません。これらの施策は、新規参入等による競争促進という本来の目的に対し、有効に機能しないものと想定されることから、「競争政策の見直し」において、追加施策の検討が必要です。</p> <p>具体的には、加入光ファイバ接続料の算定の在り方について、耐用年数の見直し等のコスト検証による適性化を図るとともに、新規参入促進・需要喚起を目的として、新たなプライシングの導入やフレッツに係る機能の接続料設定(例えば、キャリアズレート)等の検討を頂きたいと考えます。</p> <p>(エ) ユニバーサルサービス制度の見直し</p> <p>「競争政策の見直し」においては、今後のユニバーサルサービスのあり方について、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化等の検討が行われるものと理解しています。</p> <p>現行のユニバーサルサービスのように、あまねく全国に電話サービスを維持することを目的とするものと、超高速ブロードバンドサービスのように未整備エリア解消に向けた対応を目的とするものでは、最善の対策が異なると考えられることから、例えば、実現方法や費用の補填方法等は分けて議論する必要があります。</p> <p>なお、電話サービスの維持に関しては、加入電話に相当する光 IP 電話の類型に関する電気通信事業法施行規則の一部改正<sup>4</sup>(平成 25 年 6 月)により、二重投資の</p>



検証結果(案)			意見
			回避に資する環境整備がされたものと考えますが、二重投資の解消に伴うメタル回線の撤去の前提としては、現行のメタル回線と同等の競争環境を整備することが必須と考えます。

<sup>4</sup> 電気通信事業法施行規則の一部改正(平成 25 年 6 月)

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_02000211.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000211.html)

検証結果(案)		意見
	ウ ICT 利活用に関する取組み	<p>(ア)オープンデータ・ビッグデータの促進に関する取組み</p> <p>弊社共も、今後、ビッグデータの活用にさらに取り組んでいきたいと考えているため、世界最先端 IT 国家創造宣言を受けたビッグデータの活用推進に向けて、パーソナルデータを利用促進するための環境整備を行う取組みに賛同します。</p> <p>なお、本検証結果(案)に示される各種方策の他、現在、総務省殿において、電気通信事業者の保有する位置情報の利活用に向けた検討等もなされているところですが、ビッグデータ市場は、多くの有用なデータを保有する電気通信事業者において、新たな事業分野となりうるため、電気通信事業者による利活用の推進という観点からも、引き続き利活用が可能となる環境整備に努めて頂きたいと考えます。</p> <p>(イ)医療分野における ICT 利活用の促進に関する取組み</p> <p>医療分野の ICT 利活用の促進については、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月閣議決定)においても、医療情報の利活用推進が掲げられているところです。</p> <p>当該戦略における「地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う」との記載に関して、今後さらに全国的に医療連携を加速していくためには、まず、電子カルテにおける診察情報や投薬情報、病歴といった患者の情報についての利活用方針を、国として統一していくことが必要です。</p> <p>さらに、システム間連携をスムーズに、また低廉な料金で実現するためには、過剰な仕様とならないよう、より実質的な詳細仕様をまとめることが必要です。</p> <p>以上を踏まえ、より実効性を高める政策となるよう各省庁が連携を強め、推進して頂きたいと考えます。</p>

検証結果(案)			意見
2 NTT 東西等における規制の遵守状況等の検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	<p>指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を維持すべきであり、また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区分せず指定することを維持すべきとの指摘(意見4)について</p> <p>本項目において、「これまでの競争セーフガード制度に基づく検証結果や公正競争レビュー制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として NTT 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性がある」とされており、実態的にも従来の考え方を変更する特段の事情が認められません。従って、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定とする本検証結果(案)に賛同します。</p>

検証結果(案)		意見
	イ 指定の対象に関する検証	<p>(ア) 市場環境等の変化を踏まえ、一種指定設備の対象を検証し、見直すべき、また、NGN等のIP通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見6、7)について</p> <p>NTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」とします。)及び地域IP網、ひかり電話網等を始めとする現状の第一種指定電気通信設備については、本検証結果(案)の通り、「現在でもFTTHサービスにおけるNTT東西のシェアは71.7%(平成25年9月)、OAB～J IP 電話におけるシェアも61.2%(平成25年9月、利用番号数ベース)の状況」にあり、従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、これら設備について指定を継続するという検証結果(案)に賛同します。</p> <p>(イ)加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見9)について</p> <p>光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性のないボトルネック設備であり、本検証結果(案)のとおり、「現時点においてもNTT東西が全加入者回線の8割以上の回線を有する状況」であること等を踏まえれば、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備について、引き続き指定を継続すべきとする本検証結果(案)に賛同します。</p>

検証結果(案)		意見
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要との指摘(意見12)について</p> <p>「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討する」とした本検証結果(案)に賛同します。</p> <p>NTT-NGN は、NTT 東西殿自身が、「オープン」と「コラボレーション」をキーワードとして示し、「他事業者様のネットワークとオープンに接続するとともに、異業種・他業界の皆さまと協業して、新サービスや価値創造に取り組んでいきます」<sup>5</sup>と宣言しているとおりに、多様な事業者が多様なサービスをNTT-NGN上で提供することで、サービス競争の活性化が期待されていました。</p> <p>しかしながら、現実にはNTT-NGNのオープン化が全く進んでおらず、新たなサービスもほとんど出現していない状況です。ブロードバンドの普及促進のためには、NTT-NGN上において多様なサービスやコンテンツの提供を促進し、利用者にとっての魅力的なサービスの提供や利便性の向上を行うことが重要です。そのためには、徹底的なNTT-NGNの機能のオープン化と低廉な利用料金設定を行うことが必要です。</p>

<sup>5</sup> NTT 東日本,NTT 西日本 「「NGN とは」 NGN の特徴」

[https://www.ntt-east.co.jp/aboutus/ngn\\_about.html](https://www.ntt-east.co.jp/aboutus/ngn_about.html)

<http://www.ntt-west.co.jp/ngn/about/>

検証結果(案)			意見
	その他	考え方19	<p>ONUやルータ等の一体的な提供がNTT東西殿のみ可能であることについて、オープンな場での議論を開始すべき(意見19)について</p> <p>NTT 殿が示された ONU の接続に係る課題に対し、関係事業者間において技術的課題の共有や整理が行われるべきであるとした総務省殿の考え方に賛同します。</p> <p>しかしながら、弊社共は数年前より、ONU の課題の整理を行うべく前向きかつ具体的な提案を行っているにも係らず、NTT 東西殿からは、本制度の運用に関する再意見募集における NTT 東西殿の再意見内容とほぼ同一の内容が毎回回答されるのみであり、弊社の質問や提案内容と噛み合っておらず、具体的な「技術的課題」の共有へは至っておりません。弊社共は NTT 東西殿に「技術的課題」の解決に向けた協議を継続してお願いするとともに、総務省殿としては協議の前進のために、引き続き必要な措置を行って頂きたいと考えます。</p> <p>なお、ONU 一体型の提供のための協議については、今後も引き続き NTT 東西殿によって推進されるよう注視頂きたいと考えます。</p>
(2)第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証		<p>第一種指定電気通信設備制度は、ボトルネック設備に起因し、その市場支配力に着目している一方で、第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目しており、こうした市場支配力の行使を抑止し、公正な競争環境を整備するために設けられた制度と認識しています。</p> <p>本項目においては、モバイル市場の今後の規制の在り方について、「競争政策の見直し」がなされることが明記されていますが、今後の規制の在り方を議論する際は、非対称規制である第二種指定電気通信設備制度の、「競争促進の目的を念頭に市場に</p>

検証結果(案)		意見
		<p>において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑える」という本来の趣旨を踏まえた上で、十分に議論がなされるべきです。</p> <p>加えて、電気通信事業法施行規則の一部改正(平成 24 年 6 月 総務省)により、第二種指定設備制度に係る指定の閾値が端末シェア 25%から 10%に引き下げられましたが、平成 24 年 3 月 22 日付けにて弊社より提出いたしました電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書や審議会での有識者のご発言にもある通り、当該指定基準については論拠に合理性が認められないものです。「競争政策の見直し」においては、こうした結論ありきの議論・判断ではなく、十分な論拠に基づいた判断を行って頂きたいと考えます。</p>
	イ 指定の対象に関する検証	<p>現行制度はMNOに対して世界的に見ても厳しい規制が課されている。グローバルなMVNOの展開も見られる中、MNOに過度な規制をすべきではないとの指摘(意見28)について</p> <p>多様な市場競争環境の整備のために、MVNOの一層の市場参入や進展を促すことについて賛同します。現在の市場においても、接続型MVNOだけでなくMNOと連携することで多種多様な形態のMVNOがサービス提供できる環境を構築しており、弊社ネットワーク利用しているMVNO契約者数、事業者数も、共に増加の一途を辿っています。なお、接続型を含むMVNO参入検討事業者に対しては、弊社は今後も真摯に対応を行って参ります。</p>

検証結果(案)			意見
	その他	(意見27)	<p>MVNOの参入促進策として、これまで講じた措置を検証するとともに、SIMロック解除ガイドラインの厳正化等をすべきとの指摘(意見27)について</p> <p>本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集に対する総務省殿考え方において、「同ガイドラインの見直し～(略)～携帯電話市場を取り巻く環境変化について多角的に検討する必要がある。」と記載があります。現在、3.9 世代移動通信システムの普及等の環境変化が起こっているものの、音声通話については、未だ会社によって方式が異なる第3 世代移動通信システムでの提供となっており、加えて利用周波数帯においても各社に違いがみられる等、SIM ロック解除をめぐる現状として、現市場全体で機能する環境が必ずしも整っているとはいえないと考えます。</p> <p>さらに、上記差異に加えて、各事業者が提供する携帯電話端末の多くは、当該事業者への提供を目的に個別に最適化されたものとなっていることや、SIM ロック解除を利用して回線を別で契約する場合と、回線と端末をセットで契約する場合とでは保守範囲も異なる等も勘案すると、当該事業者により SIM ロック解除された端末がどの電気通信事業者においても解除前と同様の状態で自由に使えるとは限らず、多くの利用者に対し混乱を招く可能性が高いと懸念しています。また、複数キャリアでの利用を前提に、メーカー自身が利用者に対し直接 SIM フリー端末を提供するケースも存在し、直近では iPhone や Nexus 等でもこの形態で販売が行われています。本課題の検討にあたっては、これらの端末提供状況や利用者の理解度等も考慮した上、多面的かつ十分に議論すべきです。</p>



検証結果(案)		意見
(3) 禁止行為に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	<p>NTTドコモ殿に対する禁止行為規制については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」(平成23年12月20日 総務省)において、以下の理由から、「直ちに現行の規制内容を見直すことが必要とまではいえない」と整理されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTTドコモの市場シェア等を考慮すれば、例えば同社とその関係事業者等との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止することは、公正競争環境の確保にとって引き続き重要</li> <li>・ 激しい変化の過程にあるモバイル市場において、禁止行為規制を緩和した場合に公正競争環境を損なうおそれがないとはいえない</li> </ul> <p>上記答申時の平成23年12月時点での移動体市場におけるNTTドコモ殿のシェアは45.9%<sup>6</sup>であったのに対し、直近(平成25年9月末)は44.3%<sup>2</sup>と、大きな変化は認められないこと、また「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」(平成25年9月 総務省)にも記載がある通り、移動系データ通信市場及び移動系音声通信市場においてNTTドコモ殿のシェアは高く、「単独で市場支配力を行使し得る地位」にあると評価されていることから、引き続き、NTTドコモ殿は禁止行為規制の対象とすべきです。</p> <p>また、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(平成24年4月27日 総務省)においては、「一定期間継続して25%を超え40%以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場合」、電気通信事業者の市場シェアが1位の事業者は、諸要因(事業規模、市場への影響力・ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在等)を勘案したうえ</p>

<sup>6</sup> 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表 (平成23年度第3四半期(12月末)) (平成24年3月28日 総務省)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_02000033.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000033.html)

検証結果(案)		意見																
		<p>で、市場支配力の可否を判断するとされています。当該諸要因等を勘案しても、NTTドコモ殿は引き続き禁止行為規制の対象になるものと考えます。</p> <p>一例として、諸要因の一つである事業規模について、KDDI 殿は持株会社機能や固定通信業等も含めた数値であるため、一概に比較は出来ませんが、NTTドコモ殿は同じ移動通信分野のソフトバンクモバイルと比すると、資本金は約 5.4 倍、営業収益は約 2 倍、従業員数は約 1.5 倍と、全項目において大きく数値を上回っている状況であること等、通信市場の状況を勘案すれば、NTTドコモ殿の事業規模が大きいことは明らかです。</p> <p><b>【事業規模(資本金、収益、従業員数)】(FY12 における主要各社の比較)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>NTT ドコモ<sup>7</sup> (単体)</th> <th>KDDI<sup>8</sup> (移動体事業以外も含む単体)</th> <th>ソフトバンク モバイル<sup>9</sup> (単体)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>約 9,497 億円</td> <td>約 1,419 億円</td> <td>約 1,773 億円</td> </tr> <tr> <td>営業収益</td> <td>約 4 兆 5,098 億円</td> <td>約 3 兆 3,661 億円</td> <td>約 2 兆 3,154 億円</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>10,903 名</td> <td>11,231 名</td> <td>7,377 名</td> </tr> </tbody> </table>		NTT ドコモ <sup>7</sup> (単体)	KDDI <sup>8</sup> (移動体事業以外も含む単体)	ソフトバンク モバイル <sup>9</sup> (単体)	資本金	約 9,497 億円	約 1,419 億円	約 1,773 億円	営業収益	約 4 兆 5,098 億円	約 3 兆 3,661 億円	約 2 兆 3,154 億円	従業員数	10,903 名	11,231 名	7,377 名
	NTT ドコモ <sup>7</sup> (単体)	KDDI <sup>8</sup> (移動体事業以外も含む単体)	ソフトバンク モバイル <sup>9</sup> (単体)															
資本金	約 9,497 億円	約 1,419 億円	約 1,773 億円															
営業収益	約 4 兆 5,098 億円	約 3 兆 3,661 億円	約 2 兆 3,154 億円															
従業員数	10,903 名	11,231 名	7,377 名															
	(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘(意見44、45)について																

<sup>7</sup> 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 第 22 期(2013 年 3 月期)有価証券報告書を基に各項目を記載

[https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/report/fy2012/yuho\\_fy2012.pdf](https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/report/fy2012/yuho_fy2012.pdf)

<sup>8</sup> KDDI 株式会社 第 29 期(2013 年 3 月期)有価証券報告書を基に各項目を記載

[http://www.kddi.com/corporate/ir/library/yuka\\_shoken/pdf/yuho\\_2013.pdf](http://www.kddi.com/corporate/ir/library/yuka_shoken/pdf/yuho_2013.pdf)

<sup>9</sup> ソフトバンク株式会社 四半期報告書(第 34 期第 2 四半期)を基に各項目を記載

[http://cdn.softbank.jp/corp/set/data/irinfo/financials/security\\_reports/pdf/2014/softbank\\_security\\_reports\\_2014\\_002.pdf](http://cdn.softbank.jp/corp/set/data/irinfo/financials/security_reports/pdf/2014/softbank_security_reports_2014_002.pdf)

検証結果(案)		意見
		<p>平成 23 年の電気通信事業法改正において、第一種指定電気通信事業者に対し、業務委託先子会社等への監督義務が課されました。</p> <p>しかしながら、その後第一種指定電気通信事業者である NTT 東西殿を含む NTT グループ各社は、NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」とします。)殿を通じることで、請求・収納を統合しました。こうした行為は NTT 東西殿が行っていた請求・収納業務を切り離しただけのものであり、当然、監督義務対象とされるべきですが、NTT 持株殿の子会社を利用していることから当該規制を免れたものです。このため、本施策については、平成 24 年 3 月 23 日付けで、NTT 東西を含む NTT グループ各社並びに NTT ファイナンス殿に対し、行政指導が出される事態となっています。</p> <p>従って、こうした法律の想定していない事例について対応するため、今後は第一種指定電気通信事業者の監督対象に、自身の子会社のみならず、当該事業者の親会社及びその子会社等を含めるよう検討すべきです。</p>
	(5)機能分離の運用状況に関する検証	<p>平成 23 年の電気通信事業法等の改正に係る「NTT東西の組織形態の在り方」の議論においては、「資本分離」、「構造分離」、「機能分離」の 3 案が検討<sup>10</sup>されました。</p> <p>検討の結果、「サービス競争については、ボトルネック設備保有部門とそれ以外の部門とのファイアウォールが徹底されるほど、公正競争条件が厳密に確保され、サービス競争は進展する」ものであるが、「NTT 株主への影響」や「実現のための時間、コスト」を踏まえ、「機能分離」が採用されることとなったものと認識しています。</p> <p>「機能分離」導入後、FTTH 市場におけるサービス競争の進展、市場の拡大が期</p>

<sup>10</sup> 『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』(平成 22 年 12 月 14 日グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000094716.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000094716.pdf)

検証結果(案)	意見
	<p>待されましたが、導入された時点(平成23年12月末)で74.5%<sup>2</sup>あったNTT東西の契約数シェアが、現時点(平成25年9月末)で71.7%と競争が進展したとはいえません。また、FTTHサービス提供事業者のほとんどが設備保有事業者という状況です。</p> <p>このようにサービス競争が十分に進展していない根本的な問題は、NTT東西殿が、自社グループの利益のみを優先し、他社も含めて設備利用を促進するインセンティブが十分に確保されていない構造、組織形態になっていることです。</p> <p>これを踏まえると、更なる公正競争促進策である、「資本分離」、「構造分離」を「NTT株主への影響」や「実現のための時間、コスト」を最小限に留める形で実現できるよう、十分に検討すべきです。</p> <p>また、現在導入されている機能分離については、本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集に対する総務省殿考え方において、「事業法第31条第5項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、(中略)公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表している」ため、外部からの客観的な検証可能性を担保していると評価されています。しかしながら、そもそも社内機関での監視・調査等は、独立性・中立性が不十分であり、規制を遵守するためのインセンティブについても、その効果が限定的となってしまいます。これらの確保のためには、現状設置されている監視部門に加え、第三者による評価委員会の設置し、適切に検証を行うことが必要です。</p> <p>なお、支配的事業者に対する第三者による評価委員会の設置は、通信分野も含め数多く採用されているところです。(英国BTにおけるEAB、スカパーJSAT株式会社におけるプラットフォームガイドラインに関する委員会等)</p>

検証結果(案)		意見
(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	本検証結果(案)	<p>(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされることがないように、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について</p> <p>2(4)に記載したとおり、NTT 東西殿を含む NTT グループ各社による、NTT ファイナンス殿を通じた請求・収納の統合については、業務委託先子会社等への監督義務の対象が子会社に限定されていたため、結果として当該規制を潜脱することとなり、行政指導に至ってしまった事例です。このため、今後は第一種指定電気通信事業者の監督対象に、自身の子会社のみならず、当該事業者の親会社及びその子会社等を含めるべきです。</p> <p>また、併せて、外部検証性の確保、規制遵守インセンティブの確保等の観点からも、当該類似行為については、2(5)に記載したとおり、第三者機関に監視させることも検討頂きたいと考えます。</p> <p>(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について</p> <p>NTT-NGN上におけるひかり電話は、競争事業者が、NTT東西設備利用部門と同等の条件でサービス提供ができません。これは、活用業務の認可時点で、競争事業者は物理アンバンドルされた光ファイバ等を活用することで、ひかり電話同等サービス等を提供するという想定に基づいていたものの、結果として、現在は第一種指定電機通信設備であるNTT-NGN自体を活用することで、サービス提供を行うことが主流となっていることに起因します。</p> <p>当該事例を含め、現在活用業務として届出がなされているものの多くがNTT-NGNを活用したサービスであることから、NTT-NGN上で競争事業者が同じサービスが同等の条件で提供が出来るかどうかについても活用業務を提供する際の</p>

検証結果(案)		意見	
			<p>判断基準に追加すべきです。</p> <p>また、NTT東西殿の活用業務申請時において、総務省殿が「上述の範囲内で営まれることについて確認」が出来ていたとしても、めまぐるしく競争環境が変化するICT分野においては、本制度の運用に関する意見募集及び再意見募集にて、各事業者からも意見があったとおり、過去にNTT東西殿が申請した複数の活用業務についても公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないか改めて検証を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、活用業務の検証により公正競争上の問題が確認できた場合は、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体であるNTTグループに係る問題を抜本的に解決することが必要です。</p>
		その他	(意見55) <p>「NTT」等の名称を使用する場合は、サービスの提供主体を誤認させる恐れもあるため、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきとの指摘について</p> <p>ブランド力の競争への影響については、諸外国においてもNTT殿と同様の市場支配的事業者の再編問題等に絡めて、必ず議論になる重要な論点です。</p> <p>英国においては、BTのボトルネック設備を保有する設備管理部門と設備利用部門を明確に分離した上で、設備管理部門については、「Openreach」としてブランドを分離することで、アクセス網に対する消費者への信頼がドミナント事業者の他レイヤの活動へ波及することを防止しています。</p> <p>わが国においては、固定通信と移動体通信の連携・融合やNTTグループのグループ連携に伴う上位レイヤへの進出が本格化しつつある中、NTTブランドの相乗的効果が公正競争に与える影響は無視できないものとなっていることから、上述の事例等も踏まえ、「競争政策の見直し」において、NTTグループの業務統合や連携に</p>

検証結果(案)			意見
			<p>ついて検証を行う際は、ブランドが消費者に与える影響等について消費者アンケートを実施する等した上で、ブランド分離に向けた検討を行う必要があると考えます。</p>
		(意見57)	<p>「フレッツ・テレビ」は、オプティキャストがサービス提供主体であるにもかかわらず、NTT東西が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が見られるため、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう厳格な調査、検証を行うべきとの指摘について</p> <p>弊社共が本制度の意見募集において意見したとおり、広告物にオプティキャスト殿の名称を明記したとしても、その表記に比して大きい「NTT」のロゴマークや「NTT東日本」等の表示がある場合、ユーザからはNTT東西殿がオプティキャスト殿の提供役務を含めて提供しているように見えるのが自然であると考えます。</p> <p>NTT東西殿が主張されるとおり、誤認がないように明記したとしても、それだけで誤認の問題が解決するものではなく、消費者がどのように認識しているかが争点であるため、「競争政策の見直し」においては、アンケート等の手段により実態の調査・検証を行うことも検討すべきです。また、結果として誤認が解消しない場合は、NTT東西殿等に誤認を生じさせない周知や表記への修正等の措置を講じて頂きたいと考えます。</p>

以上

# 意見書

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいはうとりしまりやくしゃちよう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）



検証結果案	項目	当社意見案
はじめに		<p>技術革新のスピードが速い情報通信分野では、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、通信ネットワークインフラは、文字通り国民生活や経済成長の基盤としての重要な役割を担ってきました。</p> <p>今後は、さらにスマートフォンやウェアラブル等、端末・デバイスの多様化が進み、モジュールがあらゆるシーン、製品に組み込まれ、M2M やセキュリティ、家電といった他の分野と ICT が連携・協業し、これまでにはない新しいコミュニケーションスタイルや社会環境が創造される時代となることが想定されます。</p> <p>このような時代を迎えるにあたっては、事業者の創意工夫を阻む壁を取り除いていくことが重要であり、例えば医療や教育、行政等、様々な分野において規制改革を実行していくことが必要と考えます。そうすることで、イノベーションを喚起し、消費者の潜在的需要を掘り起こし、新しい市場が形成されていくと考えます。</p> <p>電気通信分野においても日本経済の更なる成長、国民利便の更なる向上に向け、現在の市場環境を踏まえつつ、将来の国民生活や産業活性化を見据えた公正競争ルールを整備していくことが必要と考えます。現在、「日本再興戦略」において、世界最高レベルのインフラの整備が掲げられたところですが、それを実現するにあたっては、電気通信事業法の目的である「公正な競争を促進することにより、国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」を踏まえ、中長期的に持続可能な設備競争を通じ、世界との調和のとれた形で、インフラの強靱化やサービスの高度化を図っていくことが重要と考えます。新しい時代になっても、その重要性に変化はなく、公正競争環境の下、多様な事業者によりお客様に低廉な料金と革新的なサービスといった「利益」が国民に還元されることが必要と考えます。</p> <p>現状の市場環境に目を向けると、スマートフォンの急激な普及に伴い、サービス利用面でも SNS ベースのコミュニケーション、多彩なアプリといった大きな変化が見られ、OTT と呼ばれる上位レイヤーのプレイヤーの存在感が増しています。一方、トラフィック面からみれば、ネット上のリッチコンテンツ化に伴い、モバイルインターネットを中心にトラフィック急増の問題に直面しております。これは、単にインフラの重要性が固定からモバイルに移行したのではなく、モバイルキャリアの基地局整備・増強の観点や、各家庭でのモバイルトラフィックのオフロード対策の観点で、固定ブロードバンドアクセスの重要性も一層高まっています。上位レイヤーでのサービスを支えるこうしたインフラ面でのボトルネック性や、ネットワークサービス面での市場支配力は、固定・移動ともに新たな時代においても市場の活性化を大きく左右する要因となります。実際、固定通信分野では、NTT 東・西が、モバイル分野では NTT ドコモが、両市場におけるドミナント事業者としてそれぞれ高いシェア（FTTH 市場における NTT 東・西契約者数シェア：71.7%、モバイル市場における NTT ドコモの契約者数シェア:44.3%（「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 25 年度第 2 四半期（9 月末））」））を占め、依然として旧国営の NTT グループが圧倒的な市場支配力を有し続けている状況に変わりがないことを示していると考えます。</p>

			<p>接続ルールや禁止行為規制等の非対象規制は、通信自由化以降、総務省殿の不断の取組みにより整備され、相当程度の効果を上げてきました。一方で、NTT 再編成（分離・分割）が当時の持株体制導入によって徹底されなかったことによる競争阻害の弊害を除去する必要性は現在に至っても差し迫った問題として残っており、禁止行為規制をはじめとする公正競争ルールは、NTT がグループ内外で様々な形で連携強化を進めている現在、その重要性はむしろ増していると考えます。不当な差別的取扱いを防止するといった現行ルールの枠内で、既に NTT はグループ全体で総力を挙げ活動領域を拡大しつつある現状を踏まえた上で、上記のような電気通信事業法の目的や禁止行為規制等の非対称規制導入の意義を形骸化させることのないよう、競争政策見直しの検討を進めて頂きたいと考えます。</p>
1 プロ ードバン ド普及 促進に 係る取 組状況 等に関 する検 証	(1) プロ ードバンド普 及状況に関 する検証	整備率、利用 率に関する検証	<p>1985 年の通信自由化以降、公社が独占していた通信インフラを民間に開放し、NTT と新規参入事業者との間で適正かつ公正な競争が行われるよう累次の公正競争ルールが整備されてきました。こうした制度の枠組みが一定程度機能したことにより、NTT 各社と競争事業者との間で競争が進み、高度なサービスが普及し、日本のブロードバンド基盤の整備、利用が着実に進んでいると認識しております。</p> <p>しかしながら、電気通信分野における競争状況を見てみると、固定通信分野では NTT 東・西の FTTH 契約者数シェアが 71.7%、モバイル分野では、NTT ドコモの契約者数シェアが 44.3%（電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 25 年度第 2 四半期（9 月末）））と突出したシェアを占め、さらに公社時代から引き継ぐ顧客基盤や線路敷設基盤、ブランド力等の高い総合的な事業能力を軸に、固定、モバイル両市場において、NTT グループが圧倒的な市場支配力を有しつつづけている状況は、主要先進国の中でも特異であり、依然として公正な競争環境には至っていないと考えます。したがって、NTT グループに対する禁止行為規制や機能分離といった現行の非対称規制を緩和する状況にはないと考えます。</p>
		市場シェア、設 備シェアに関する 検証	<p>前述のとおり、固定通信分野では NTT 東・西の FTTH 契約者数シェアが 71.7%、モバイル分野では、NTT ドコモの契約者数シェアが 44.3%と突出シェアを占め、さらに公社時代から引き継ぐ顧客基盤や線路敷設基盤、ブランド力等の高い総合的な事業能力を軸に、固定、モバイル両市場において、NTT グループが圧倒的な市場支配力を有しつつづけており、依然として公正な競争環境には至っていないと考えます。したがって、NTT グループに対する禁止行為規制や機能分離といった現行の非対称規制を緩和する状況にはないと考えます。</p>

<p>(2) 関係主体の取組に関する検証</p>	<p>利用環境に関する検証（利用者料金、ストックテスト等）</p>	<p>○利用者料金</p> <p>「電気通信サービスに係る内外価格差調査 -平成 24 年度調査結果-」（平成 25 年 6 月公表）」においては、（中略）携帯電話の音声・メール・データ利用については、調査対象事業者のスマートフォンユーザについて、一般ユーザでは東京は 3 番目に高い水準にあり、ライトユーザでは東京は最も高い水準にあると評価している。」とありますが、携帯電話の利用環境は、ネットワーク整備状況や品質等によって、お客様の利用実態が大きく異なることから、安易な料金比較だけでの評価では適正性を欠いていると考えます。海外の通信事情と比較するのであれば、例えば、各国における端末や通信サービスに係る割引・キャンペーンや携帯電話の使い方等を十分考慮する必要があると考えます。</p> <p>○MVNO</p> <p>多様な事業者が MVNO となって市場参入することによって、通信市場における競争は活発化しており、SIM カードの提供のみならず、独自開発のスマートフォンによる低料金プランの提供など、お客様の選択肢は格段に広がっていると認識しています。さらに、カーナビゲーションやホームセキュリティ、運行管理等、他業界における強みを活かした付加価値の高いサービスを提供する MVNO も数多く存在しています。このように、MVNO は MNO とは異なるビジネスモデル（価格帯や販売チャネル等）により、多様なニーズに応じた様々な形態のサービスを提供する等、通信市場は着実に活性化しており、これまでのルールが十分に機能してきたと考えます。弊社としては、M2M を含め ICT 利活用の更なる促進に向け、他業界の幅広いビジネスパートナーが MVNO としてそれぞれの強みを活かした付加価値の高い創造的なサービスを提供することをサポートできるよう信頼性の高いネットワーク構築に努めていく所存です。</p> <p>○利用者料金と接続料の関係</p> <p>接続事業者がシェアアクセス方式の光ファイバサービスを提供していくにあたっては、NTT 東・西接続料として、OLT、局内光スプリッタ、光信号主端末回線、光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費、光信号分岐端末回線工事費、光屋内配線工事費といったコストが発生することになります。</p> <p>最初の 1 回線目で発生する OLT、局内光スプリッタ、光信号主端末回線、光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費の接続料の合計コストは、32 分岐単位の貸し出しで、NTT 東日本で 5,080 円、NTT 西日本で 5,360 円、8 分岐単位の貸し出しでも、NTT 東日本で 3,336 円、NTT 西日本で 3,411 円（いずれも平成 25 年度接続料、タイプ 1-2 の場合）であり、キャンペーン割引が常態化した NTT 東・西の FTTH サービス料金を考えれば、ゼロから顧客を獲得していく必要がある接続事業者にとっては、新規参入が困難な接続料水準です。さらに、参入したとしても NTT 東・西は、線路敷設基盤や顧客基盤を公社時代から引き継いでおり、先述の</p>
--------------------------	-----------------------------------	--

		<p>とおりゼロから顧客を獲得する必要がある接続事業者との間には営業面や設備構築面で大きな差が存在します。そのため、NTT 東・西との間における公正競争環境が担保されていないと考えます。</p> <p>また、当該 1 芯を開通させる工事費についても、最初に測定された作業時間が数年間一度も見直されておらず、工事費の変動は、実質的に接続約款に規定された作業単金の変動によってのみしか起こっていない状況です。これでは、作業の効率化等があっても工事費に適切に反映されておらず、高止まりしたままの工事費が設定されている可能性があります。</p> <p>このような状況では、FTTH 市場における競争が促進されず、メタルから光ファイバへのマイグレーションを妨げることになることに加え、日本再興戦略で掲げられている、圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備が遅れ、結果としてユーザ利便の向上につながらないと考えます。</p> <p>したがって、引き続き現行のシングルスターやシェアドアクセス方式の接続料や光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費、光信号分岐端末回線工事費、光屋内配線工事費といった光ファイバに係る各種接続料の低廉化傾向を着実に維持していくことが必要と考えます。</p> <p>(参考) NTT 東・西 FTTH サービスの料金 (平成 25 年 12 月末時点) ※ISP 料金除く NTT 東日本 : 3,500 円 (フレッツ光ネクスト、思いっきり割、にねん割、フレッツ光マンスリーポイント) NTT 西日本 : 3,610 円 (フレッツ光ネクスト、どーんと割 (1~2 年目) )</p>
--	--	---

2 NTT 東 西 等 に お け る 規 制 の 遵 守 状 況 等 の 検 証	(1) 第一 種指定電気 通信設備に 関する検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定要件に関する検証</li> <li>・指定対象に関する検証</li> </ul>	<p>第一種指定電気通信設備の指定要件について、総務省の考え方にあるとおり、現行どおり、ネガティブリスト方式の採用とメタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは合理的と考えます。</p> <p>第一種指定電気通信設備の指定対象について、NTT 東・西は、公社時代からの顧客基盤やボトルネック設備を継承しており、現時点においても NTT 東・西の契約者数シェアは、光ファイバで 71.7%、0 ABJ-IP 電話で 61.2%（「電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成 25 年度第 2 四半期（9 月末）」））、加入者回線数に占める NTT 東・西のシェアは 84.5%（「平成 24 年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」）と他事業者を圧倒し、公社時代から引き継ぐ顧客基盤や線路敷設基盤、ブランド力等の高い総合的な事業能力を軸に NTT は市場支配力を有し続けている状況にあることから、NGN や加入光ファイバを引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えます。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンバンドル機能の対象</li> </ul>	<p>NGN をはじめとする IP 通信網は、ボトルネック設備であるアクセス回線と一体で構築されていることから不可欠性があり、引き続き第一種指定電気通信設備に指定とすべきと考えます。</p> <p>ボトルネック設備はいつでも事業者が使用できる状況にしておかなければ競争を担保できなくなるおそれがあるため、各種機能における利用の有無にかかわらず、現在、規定されているアンバンドル機能については引き続き維持すべきと考えます。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul>	<p>○利用部門と競争事業者とのリードタイム等の同等性確保</p> <p>機能分離の実施にあたって遵守すべき行為について、接続事業者と NTT 東・西の利用部門との同等性を確保するための検証項目や指標が充分とは言えないと考えます。</p> <p>同等性の検証については、手続きが接続約款に準じているか否かの検証のみならず、開通業務に従事する要員が同等に配置されているか否か、設備構築情報等開示される情報の内容やタイミングが同等か否かといった運用面での同等性の検証も実施することが必要と考えます。</p> <p>○コロケーション、中継ダークファイバ等の設備不足の解消</p> <p>競争事業者がエリア展開や設備更改を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションスペースや中継ダークファイバ、電力設備等に空きがない等の理由により、長期間利用できない状況が未だに生じているところです。</p> <p>NTT 東・西に対しては、コロケーションスペースの空きがない局舎について新たに空きが生じる場合に、その予定時期の開示を義務付けることとされ、すでに実施されているところですが、利用できない状況の抜本的な解決策にはなっていないため、長期間 D ランク（利用不可）</p>

			<p>となっている収容局ビルについて、今後の接続事業者の要望や需要も考慮し、NTT 東・西と接続事業者が同等に利用できるよう設備確保に配慮するなど、NTT 東・西は措置を講じるべきと考えます。また、上述のとおり、NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で、同じタイミングで同じ情報を取得できているか等について検証が必要と考えます。</p> <p>○光配線区画の適正化、光配線区画に係る適切な運用の実施・改善</p> <p>光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び 1 光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p> <p>1 光配線区画あたりの世帯数の適正化については、平成 24 年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。</p> <p>現在、NTT 東・西の公開情報には、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」が掲載されており、最新の H25 年 9 月末時点の 1 光配線区画あたりの加入電話等敷設数は、NTT 東日本で約 58、NTT 西日本で約 37 となっておりますが、加入電話等敷設数には、シェアアクセスで提供し得ない大規模マンション等の敷設数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されていると考えべきではありません。弊社で確認したシェアアクセスを利用可能な 1 光配線区画あたりの世帯数は、NTT 東日本で約 31 世帯、NTT 西日本で約 24 世帯程度であり、NTT 東・西が主張する平均 50 世帯、40 世帯という水準とはかけ離れた実態となっていることを強く認識すべきです。公正な競争環境を確保し、ユーザの利便性を向上させるため、速やかに 1 光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。</p> <p>また、局外スプリッタの不適切な設置によって接続事業者が不利益を被らないように、1 光配線区画に 1 局外スプリッタ設置の運用を徹底することが必要です。</p>
	<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>・指定要件に関する検証 ・指定対象に関する検証</p>	<p>モバイル市場においては、電波に有限・希少性があるため一定のルールが必要であるとしても、原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきであり、今後も自由な競争を通じたサービス改善によるユーザ利便の向上を図っていくべきと考えます。</p> <p>なお、現行の第二種指定電気通信設備制度は、検証結果案に示されているとおり、電波の有限希少性等により新規参入が困難なモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであると理解しています。</p>

(3) 禁止行為に関する検証	・二種指定に係る禁止行為の指定要件	<p>禁止行為規制は、市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制として導入されたものであり、事業規模やブランド力といった総合的な事業能力を考慮し、対象を指定する必要があると考えます。</p> <p>NTT ドコモは、6,177 万の加入者数（2013 年 9 月末時点、NTT 持株 IR 資料より）を有し、今もなおその規模を伸ばしていることに加え、市場シェアの 4 割を長期に渡って維持しています。さらに、固定通信分野や ISP 分野でも圧倒的なシェアを持つ NTT 東・西、NTT コム等を傘下に抱える NTT 持株の一員であり、公社の流れをくむ「NTT」ブランドを保持している等、圧倒的に高い総合的な事業能力を有していることに鑑みれば、NTT ドコモに対する禁止行為規制適用の必要性は変わりません。</p> <p>そのような状況の中で、仮に NTT ドコモのみ禁止行為が外れた場合でも、例えば、6,177 万人ユーザを抱える NTT ドコモと FTTH で 1,767 回線（2013 年 9 月末時点、NTT 持株 IR 資料より）を保有する NTT 東・西との排他的連携が NTT ドコモ側の施策として可能となり、固定・移動相互の支配力をレバレッジとして、グループ一体性の強化を図ることが想定されます。この場合、これまでの競争が大きく後退し、独占回帰につながるため、共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止する現行の禁止行為規制の厳格な運用が必要と考えます。</p>
	・指定設備制度における禁止行為規制の運用状況	<p>NTT 東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された県域等子会社による NTT ドコモの商品の販売（併売）については、それぞれの情報の目的外利用や内部相互補助が行われなくても固定と移動の実質的に排他的な一体営業であることから、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号に該当する行為と考えます。加えて、1992 年の NTT ドコモ分離や、1999 年の NTT 再編成時に完全資本分離を避け、持株会社体制によるグループ一体経営の下での分離・分割に留まった経緯に照らせば、NTT 東・西子会社が NTT ドコモ商品販売する行為自体、独立した営業部門の設置やグループ間における顧客情報の排他的取扱い等の禁止といった公正な競争を促進するためにこれまで講じられてきた NTT 再編成の趣旨に反していると考えます。以上を踏まえれば、県域等子会社による NTT ドコモの商品・サービスの取扱いは直ちに禁止する必要があると考えます。</p>

	<p>・特定関係事業者制度に係る運用状況</p>	<p>県域等子会社によるドコモショップ兼営等による一体的な営業活動は、上述のように禁止行為規制に該当している行為と考えます。NTT ファイナンスによる統合請求は、消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されたところですが、NTT 法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣旨に照らせば、本来はそれらに反した行為と考えます。</p> <p>特定関係事業者は、第一種指定電気通信事業者に対し禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設ける趣旨であると理解しています。しかしながら、特定関係事業者の指定対象は、「現時点においては、現行の指定対象を直ちに直視するまでの必要性は認められない。」「電気通信事業者ではない NTT ファイナンスについては、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」とされています。</p> <p>上述のような、子会社や NTT グループ内の非電気通信事業者を活用し、禁止行為等規制に反するグループ一体化の動き等、事業法を潜脱し、特定関係事業者制度創設当初には想定し得なかった行為が出てきていることを踏まえると、現状 NTT コミュニケーションズを指定しているだけでは公正競争環境を十分に担保できない可能性があります。このため、特定関係事業者の指定対象を見直し、非電気通信事業者に電気通信業務に関する業務を委託する場合や、NTT 東・西の子会社や NTT グループ内の非電気通信事業者を活用して実質的に NTT グループ各社が排他的に連携する場合等を考慮し、NTT 東・西と密接に関係している事業者として、NTT ドコモや電気通信事業者ではないが NTT グループの電気通信事業者の請求業務を一手に引き受けている NTT ファイナンス等を指定対象に加えるといったことを競争政策見直しの場で検討すべきと考えます。</p>
<p>(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証</p> <p>(5) 機能分離の運用状況に関する検証</p>		<p>機能分離及び子会社監督規制導入の趣旨は、NTT 東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や競争事業者の手続きと NTT 東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社における NTT 東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止の徹底といった接続関連情報の厳格な管理によって、公正な競争環境を担保することであると理解しています。</p> <p>しかしながら、au ひかりマンションが導入された複数の物件において、NTT 西日本の販売代理店による当社 au ひかりマンション機器の電源ケーブルが抜去される事案（以下、本事案）が2013年12月に新聞等で報道されたところ。報道によると、本事案は、当社 au ひかりユーザに限定されて行われています。</p> <p>これは、NTT 西日本において接続情報が厳格に管理されておらず、接続情報が設備部門以外の部門へ漏れては当該情報が販売代理店に渡っている可能性を否定できません。NTT 西日本においては、過去、接続情報の目的外利用が発覚し、業務改善命令を受けたにもかかわらず、今回のような不正行為が発生したことを踏まえると、未だ法令遵守が徹底されていないと言わざるを得ません。</p> <p>今回の検証結果案において、「NTT 東西の監督対象子会社等が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の</p>



		<p>適正な管理運用ができることを要件としているとともに、NTT 東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。」とありますが、禁止行為規制や、機能分離及び子会社監督規制を逸脱する、或いは逸脱の疑いがあるような行為が度々発生していることを踏まえると、総務省においては、NTT 東・西による報告だけで「規制は遵守されている」と判断するのではなく事情聴取や立ち入り検査を行う等、厳格な検証をすべきと考えます。また、NTT 東日本においても本事案と同様或いは類似の事態が発生していないか早急に厳格にチェックすべきです。</p> <p>さらに、NTT 東・西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、第一種指定電気通信設備を NTT 東・西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されているか検証を行っているところですが、NTT 東・西の報告をベースにしている限り十分な透明性・外部検証性が確保できないと考えます。引き続き厳格な検証を行い、内部の実態を正確に把握し、必要に応じて第三者による監査の導入が必要と考えます。</p>
<p>(6) 日本 電信電話株 式会社等に 係る公正競 争要件の検 証</p>	<p>NTT ファイナンス</p>	<p>NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務を NTT ファイナンスへ移管することに関しては、2012 年 3 月 23 日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要です。本施策により NTT グループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のある NTT グループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。</p> <p>現状の禁止行為規制の下では、今後も第三者、特に NTT グループ内会社を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱を回避するための措置の導入を競争政策見直しの場で検討すべきと考えます。</p>
	<p>活用業務</p>	<p>活用業務制度は、NTT 東・西の本来業務を地域通信市場に限定した NTT 再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者である NTT グループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないまま NTT 東・西の業務範囲拡大が認められたところに根本的問題が存在しています。さらに認可制から届出制へと規制緩和されたことによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなり、競争上問題があるサービスであっても、活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返すことで既成事実化される懸念が未だに払しょくされません。</p>

		<p>検証結果案において、「個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものではない。」と示されていますが、総務省においては、NTT 東・西の地域通信分野におけるボトルネック独占の弊害が拡大することを防止し、公正な競争を確保する観点から、NTT 東・西の活用業務に係るガイドラインに定められている NTT 東・西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置を踏まえ、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を図るために引き続き個々のサービス単位に厳格に調査・検証を行う等、慎重な運用をすべきと考えます。なお、NTT グループとして既に参入している移動体事業や ISP 事業等に支配的事業者である NTT 東・西が参入することは、NTT グループ全体のシェアを更に高め、公正競争を阻害することが明白であることから当然禁止すべきです。</p>
--	--	---

以上

## 意見書

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 810-0001

住所 ふくおかしちゆうおうくてんじん  
福岡市中央区天神1丁目12番20号

氏名 きゅうしゅうつうしん かぶしきがいしゃ  
九州通信ネットワーク株式会社

代表取締役社長 あきよし ひろゆき  
秋吉 廣行

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者：九州通信ネットワーク株式会社

検証結果案		意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1) ブロードバンド普及状況に関する検証	-
	(2) 関係主体の取組に関する検証	-
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	<p>&lt;該当箇所&gt; イ 指定の対象に関する検証 (イ) 加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見9)について</p> <p>&lt;弊社意見&gt; ○FTTHサービスにおいて、NTT東西は7割を超えるシェアを維持しており、ドミナント事業者であることに変わりはないことから、「加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当」とする検証結果(案)の考え方に賛同します。</p>
	(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	<p>&lt;該当箇所&gt; ア 指定要件に関する検証 (ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘(意見27)について</p> <p>&lt;弊社意見&gt; ○モバイル市場は「新規参入が困難な寡占的市場」となっており、より競争環境を活性化し、利用者利益の向上等を図るため、以下のことから、二種指定事業者に対し、MVNOの参入をより促進するための措置を講ずることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで固定通信事業は、電力系通信事業者を含む様々な通信事業者が参入し、設備競争やサービス競争を行うことで、料金の低廉化やサービスの普及拡大を図ってきました。</li> <li>・一方、固定通信に比べ料金が高止まりしているモバイルの寡占的市場では、MVNOに対する接続料算定等に当たり、第一種指定電気通信設備ほどの厳格な規定がなく、事実上MNOに有利な状況となっています。</li> <li>・また、モバイル市場は固定市場に比べ、契約者数・売上規模ともに巨大であり、MNO事業を営むメガキャリアグループが、モバイルでの市場優位性を基に固定事業を推し進めた場合、モバイル事業を行っていない固定通信事業者は淘汰され、通信事業全体が二種指定事業者を持つグループによる寡占化が進み、公正な競争が阻害されることとなります。</li> </ul>

	<p>(3) 禁止行為に関する検証</p>	<p>&lt;該当箇所&gt;  ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証  (ア) NTT ドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTT ドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTT ドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見 30,31)について</p> <p>&lt;弊社意見&gt;  ○ NTT 東西殿及び NTT ドコモ殿は固定とモバイルのセット割を行っていないなくとも、各々の市場において圧倒的な市場支配力を有しており、NTT グループに対する非対称規制が緩和された場合、同グループによる独占化・寡占化を招き、公正な競争が阻害されることとなります。  ○ このことから、「NTT ドコモを禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない」とする検証結果(案)の考え方に賛同します。</p> <p>&lt;該当箇所&gt;  イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証  (イ) 現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃又は緩和すべきとの指摘(意見 42)について</p> <p>&lt;弊社意見&gt;  ○ NTT 東西殿・NTT ドコモ殿は、固定とモバイルのセット割を行っていないなくとも、固定及びモバイルの各々の市場において圧倒的な市場支配力を維持しており、こうした中で、両社が排他的に連携すると、公正な競争環境が損なわれることから、「NTT 東西殿及びNTT ドコモ殿」に対する禁止行為規則等の非対称規制は、引き続き維持すべき」とする、KDDI 殿の再意見に賛同します。</p>
	<p>(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証</p>	<p>-</p>
	<p>(5) 機能分離の運用状況に関する検証</p>	<p>-</p>

	<p>(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>&lt;該当箇所&gt;  (イ) 活用業務制度は、NTT 再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見 55)について</p> <p>&lt;弊社意見&gt;  ○ 以下の理由から、活用業務制度の廃止もしくは制度の厳格化が必要であると考えます。</p> <p>①活用業務により、NTT 東西殿が様々な県間サービスを提供することで業務範囲を拡大し、NTT 再編成以前の独占回帰となりかねない状況にあります。</p> <p>②「個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認」はされているものの、当該業務全体に対する検証は行われていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個々の届出サービスについては、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲」である場合でも、NTT 再編成の趣旨を鑑み、活用業務開始以降すべてのサービスをトータルで考えた上で、今一度、ガイドラインも含めた当該業務の正当性を判断する必要があると考えます。</li> </ul> <p>③「外部検証」についても、②同様の理由により、「個々のサービスに関する」ものではなく、「トータルサービス」に注視した「外部検証」の実施および内容の開示が必要であると考えます。</p>
--	------------------------------------	---

# 意見書

平成26年1月14日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 100-0005  
東京都千代田区丸の内1-8-1  
住所 とうきょうとちよだくまるのうち  
かぶしがいしゃ  
氏名 株式会社 ジュピターテレコム  
だいひょうとりしまりやくしやちよう  
代表取締役社長 まさ 牧 としお 俊夫

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）」に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 株式会社ジュピターテレコム

検証結果案	意見 (※各社の法人名につきましては、略称を使用し、敬称を省略させていただきます。)
<p>1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証</p>	<p>(1)ブロードバンド普及状況に関する検証</p> <p><b>&lt;イ. ブロードバンド市場環境に関する検証 (ウ)市場シェア&gt;</b> (シェア表示の記載について)</p> <p>◆弊社J:COMは、「KDDIの企業グループ」の一員として整理されております。しかしながら、①弊社に対する出資比率は、KDDIと住友商事がそれぞれ 50 パーセントずつであり、一昨年KDDIと住友商事が発表のとおり、弊社は両社の共同経営体制による会社であって、KDDIによる独占的実効支配下にはありませんし、②KDDIとの商品・サービスの連携は、J:COMグループによる営業戦略の一環に過ぎません。また、③電気通信事業分野の市場において、KDDIの FTTH アクセササービス(auひかり)とJ:COMグループのCATVアクセササービス(J:COM NET)は実際に直接的な競合関係にあります。</p> <p>こうした事実から、少なくとも弊社については、KDDIの連結対象会社であることや商品・サービスを提携していることは、存在する事実関係の「ある一面」に過ぎませんので、ひとくりに「(KDDIの)企業グループ」として一律に整理されることについては、違和感があり、市場の競争状況の分析においてはこうした状況を踏まえて行われることを希望します。</p> <p>◆仮に、上述で指摘いたしました KDDI の企業グループの一員として整理をされる場合でも、P10「CATV インターネットサービス」及び P11「固定系ブロードサービス全体」のシェア表示は、同 P11「移動体データ通信サービス」のシェア表示と同様に、直下の括弧付けにて当社のシェアの内訳を記載していただくようお願いいたします。</p> <p>◆また、NTT グループの競争力に関する評価を行う場合には、ボトルネック性を有するサービスの中で市場シェアの把握を行うことが適当と考えますので、P11「固定系ブロードサービス全体」の定義につきまして、固定ブロードバンドによる市場の全体把握も重要ではありますが、引き続き、FTTH 市場の動向を特に注視する必要があると考えます。</p> <p><b>&lt;ウ. ブロードバンド利用環境に関する検証 (ア)利用者料金&gt;</b> (利用者料金の低廉化に関する記載について)</p> <p>◆P13に記載の説明によると、「FTTHではサービス競争による利用者料金の低廉化が進んでいるが、CATVインターネットについては、料金水準に大きな変化が見られない」とのことです。</p> <p>しかしながら FTTH による競業他社との間のインターネット利用者料金の競争の中で、CATV インターネットサービスにおいても料金水準の引き下げに努力を続けているのが実情です。</p> <p>また、当社は業態としてケーブルテレビサービスを主軸に提供してきており、お客様にはテレビサービスにインターネットサービスを組み合わせてご契約、ご利用いただく営業戦略を展開しております。従いまして、当社の CATV インターネットサービス料金は本業のケーブルテレビサービス(及び電話サービス)との組み合わせによる提供となり、インターネット単体の料金比較は必ずしも馴染みません。</p>



		<p>例えば、現在当社の「お得プラン(2年契約・戸建て向けプラン・160Mコース・関東エリア)」では、ケーブルテレビサービス(単体月額 5,229 円(税込))、160M インターネットサービス(月額単体 6,300 円(税込))及び電話サービス(月額単体 1,397 円(税込))の3サービスの通常パック月額が 11,435 円(税込)のところ月額 9,500 円(税込)でご提供しており、結果として実質的にインターネット料金も低廉化してきております。</p> <p>このようにCATV インターネットサービスも利用者料金を引き下げており、FTTH(のみ)がサービス競争によって利用者料金の低廉化が進んでいるかのような整理(別添2「主なブロードバンドサービス等の利用者料金の推移」の記載も含む)は必ずしも適切ではないと考えます。</p>
	(2)関係主体の取組に関する検証	
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(1)第一種指定電気通信設備に関する検証	
	(2)第二種指定電気通信設備に関する検証	
	(3)禁止行為に関する検証	<p><b>&lt;ウ. 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証&gt;</b></p> <p>◆NTT ファイナンスにおける請求行為の統合など、電気通信事業者ではない子会社を利用した業務の統合が過度に進展した場合、本来の法の趣旨である反競争的行為の防止という目的が形骸化する可能性も否定できないことから、本件検証につきましては、引き続き注視する必要があると考えます。</p>
	(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	

	(5)機能分離の運用状況に関する検証	
	(6)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	

# 意見書

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 920-0024  
(ふりがな) かなざわしさいねんいちちようめ1ばん3ごう  
住所 金沢市西念一丁目1番3号  
(ふりがな) ほくりくつうしんねっとわーくかぶしかいしゃ  
氏名 北陸通信ネットワーク株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちようもり えいいち  
代表取締役社長 森 榮一

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者 北陸通信ネットワーク株式会社

検証結果案		意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1) ブロードバンド普及状況に関する検証	
	(2) 関係主体の取組に関する検証	
2 NTT東西等における規制の順守状況等の検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	<p>イ 指定の対象に関する検証</p> <p>(イ) 加入光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘（意見9）について</p> <p>検証結果案の「加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。」という考え方に賛同します。NTT東・西殿は、依然として加入者回線数で圧倒的なシェアを有するドミナント事業者であることから、加入光ファイバについては引き続き一種指定設備の対象とする必要があると考えます。</p>
	(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	
	(3) 禁止行為に関する検証	<p>ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証</p> <p>(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制摘要の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘（意見30、31）について</p> <p>検証結果案の「現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない。」という考え方に賛同します。</p> <p>NTTドコモ殿は、移動体通信市場において40%以上のシェアを長期に渡って維持しており、また、NTTグループとしても固定通信市場におけるボトルネック設備を有し、圧倒的な市場支配力を持っていることから、NTTドコモ殿を禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはないと考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証</p>	<p>再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じてないとの指摘（意見44、45）について</p> <p>考え方44において、NTT東西からの報告書の中で確認しているとありますが、昨年6月にNTT東・西殿より提出された報告書の内容は限定的であり、第三者にて内容の適正性や実効性が把握できない状況です。よって、非公表とする情報の見直しを検討していただくとともに、総務省殿にて検証した結果についても公表していただきたいと思います。</p>
<p>(5) 機能分離の運用状況に関する検証</p>	
<p>(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされないことがないよう、適時適切に措置すべきとの指摘（意見52）について</p> <p>検証結果（案）において、報告内容の妥当性等について確認した。とありますが、確認した内容を開示することにより規制等の趣旨への抵触又は潜脱を防止するための抑止力になると考えます。</p> <p>(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘（意見55）について</p> <p>検証結果（案）において、個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、御指摘のNTT再編成の趣旨をないがしろにするものではない。とありますが、活用業務制度の規制緩和によりNTT東・西殿の事業領域がなし崩し的に拡大し、公平な競争環境を確保することが困難となることから、同制度を廃止すべきと考えます。また、届出制への規制見直しが与えた通信市場への影響について、総務省殿において分析・検証するとともにその結果を公表していただくことを要望いたします。</p>

以上

## 意見書

平成26年1月14日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 761-0195  
かがわけんたかまつしかすがちよう  
住 所 香川県高松市春日町1735番地3  
かぶしきがいしやえすていねっと  
氏 名 株式会社STNet  
代表取締役社長 なかむら 中村 すすむ 進

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）（案）  
に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見提出者 株式会社STNet

検証結果案		意見
1 ブロードバンド普及促進に係る	(1) ブロードバンド普及状況に関する検証	-
取組状況等に関する検証	(2) 関係主体の取組に関する検証	<p data-bbox="630 465 774 499">&lt;該当箇所&gt;</p> <p data-bbox="630 499 1037 577">イ 公正競争環境の整備に関する取組            (キ) 競争評価の見直し</p> <p data-bbox="678 622 1369 1037">『平成25年度の競争評価においては、定点的評価は平成23年度の競争評価の枠組みを原則として維持しつつ、移動系データ通信市場において、事業者間取引に関するデータを分析指標に加えるほか、固定系データ通信市場において、移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性を評価に当たっての勘案要素とする等、基本データの整理・拡充を図ることとしている。また、戦略的評価として、①企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析、②地域ブロック別の超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析、③固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析をテーマとすることとしている。』</p>
		<p data-bbox="630 1048 726 1081">&lt;意見&gt;</p> <p data-bbox="630 1081 1369 1160">競争評価の戦略的評価として「企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析」を行うことに賛同いたします。</p> <p data-bbox="630 1205 1369 1429">「検証結果(案)」P8にありますように、ブロードバンド市場の現状は、FTTH、ADSL、CATVインターネットを合わせた固定系ブロードバンド(以下、固定BB)サービスが約3千5百万契約であるのに対して、移動体データ通信(以下、モバイルBB)サービスは約1億4千7百万契約と前者の4倍以上の規模になっています。</p> <p data-bbox="630 1440 1369 1585">これまでモバイルBBと固定BBの間では通信速度に大きな差がありましたが、LTEを始めとするモバイルBBの高速化が進んだ結果、超高速データ通信としては固定BBと遜色のない速度に達しつつあります。</p> <p data-bbox="630 1597 1369 1787">更に、モバイルBBには場所を選ばずに利用できるモバイルの強みがありますので、スマートフォンやタブレット端末を利用したインターネット利用が拡大しており、若者層を中心に固定BBを選択せず、あるいは固定BB契約を解約してモバイルBB契約に切替える動きが多くなっています。</p> <p data-bbox="630 1798 1369 1975">こうした状況を背景として、料金やサービススペックについてはモバイルBBサービスの内容が固定BBのあり方に大きな影響を及ぼすようになってきている一方、ブロードバンドインターネットにおいてはモバイルBBや固定BBという枠を超えて、一つのブロードバンド市場としてユーザ獲得にしのぎを削る状況になってき</p>

		<p>ており、その流れは今後ますます強まることが予想されるところで す。</p> <p>このように電気通信市場の状況が変わってきたことを踏まえると、平成25年度の競争評価において「固定系データ通信市場において、移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性を評価に当たったの勘案要素としたこと」や、「企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析」などの戦略的評価がテーマとされることなど、新たな観点をもって競争状況の分析が行われることは、今後の固定BB、モバイルBBの両市場にまたがる健全な競争状況を担保する規制のあり方を考えるうえで、たいへん重要なことと考えます。</p>
<p>2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証</p>	<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>&lt;該当箇所&gt; イ 指定の対象に関する検証 (イ) 加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘（意見9）について</p> <p>『以上の状況は、現時点においてもNTT東西が全加入者回線の8割以上の回線を有する状況に鑑みれば、依然として変わりはないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。』</p> <p>&lt;意見&gt; 「加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。」とする考え方に賛同いたします。</p> <p>現時点においてNTT東西が全加入者回線の8割以上の回線を有する状況は、固定通信サービスの主流となっている加入光ファイバによる超高速通信サービスに新規参入するにあたり十分ボトルネック性を持つものと判断されますので、NTT東西が設置する加入光ファイバを引き続き一種指定設備とすることは適切であると考えます。</p>
	<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>&lt;該当箇所&gt; ア 指定要件に関する検証 (ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘（意見27）について</p> <p>『本項全文』</p> <p>&lt;意見&gt; 現状ではモバイル市場におけるMVNOの契約者はごく一部（携帯電話・PHSの契約数1億4千万加入に対し、MVNO契約数は642万加入）であり、同市場は二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。こうしたシェアの大きな格差を踏まえると、二種指定事業者はMVNOに対してサービス開発力などにおいて競争上の大きな優位性</p>



		<p>を持ち、このままではモバイル市場の寡占状態が続くことで同市場の健全な発展が阻害される懸念があります。</p> <p>このような中、モバイル市場の競争環境を活性化させて利用者利益の向上を図るためには、更なるMVNOの普及促進が有効であり、MNOとMVNOとの間にある競争上の格差を是正し、サービス競争を更に促進することが、モバイル市場の競争の促進につながるものと考えます。</p> <p>この点において「接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み」設けられた二種指定設備制度のあり方は、こうしたMVNO普及促進に大きく影響すると考えますので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続料金の透明化向上と低廉化によるMVNO参入活性化</li> <li>・ MNOとMVNO間におけるサービス競争促進</li> </ul> <p>等を主眼においた検討をお願いいたします。</p>
	<p>(3) 禁止行為に関する検証</p>	<p>&lt;該当箇所1&gt;</p> <p>ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証</p> <p>(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30、31)について</p> <p>『本項全文』</p> <p>&lt;意見1&gt;</p> <p>NTTドコモ殿への禁止行為等規制の適用対象指定については「禁止行為等適用事業者指定ガイドライン」に沿って市場シェア等の諸要件を根拠に適用されており、「現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない。」とする考え方に賛同いたします。</p> <p>禁止行為の中でも「特定の電気通信事業者に対し不当に優先的、又は不利な取扱いをすること」については、圧倒的な市場支配力を持つ事業者がこれを行わせることにより公正な競争環境が阻害され、固定、移動を問わず小規模事業者の事業運営に著しく影響を与えることになり、ひいては小規模事業者が電気通信市場から撤退を余儀無くされる状況となることも想定されます。</p> <p>仮にNTTドコモ殿がこの禁止行為等規制を解除され、固定通信市場におけるドミナントであるNTT東西殿やNTTコミュニケーションズ殿を始めとした巨大なNTTグループの中に閉じたサービス開発、一体的サービス提供が可能となる状況は、これまで築いてきた公正な競争環境を崩してしまうことになると考えます。</p>

		<p>ついては「競争政策の見直し」の検討にあたっては、前述のような個々の規制の解除・見直しが、ドミナント事業者の市場支配力が更に拡大する事態に繋がらないように進めていただくことをお願いいたします。</p> <p>&lt;該当箇所2&gt;</p> <p>(イ) 上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して規制が必要との指摘（意見32）について</p> <p>『なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。』</p> <p>&lt;意見2&gt;</p> <p>制度見直し等の方向性についての検討においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルBB市場の競争状況と固定BB市場の競争状況を別々に確認することに加えて、</li> <li>・モバイル事業者あるいはその企業グループがモバイルBB市場における寡占的立場を利用して、固定系BB市場の競争状況を歪めたり、固定系事業者がMVNOになることを通じてモバイルBB市場に参入することを阻止したり、参入しにくくするといった状況を防ぐ</li> </ul> <p>ことも考慮のうえで検討していただくことを希望します。</p> <p>すなわちモバイルBB市場に続いて固定BB市場も大手3社・グループの寡占状況になり、寡占事業者が膨大な利益を上げる一方で、利用者は相対的に高い料金の負担を余儀なくされるといった状況にならないために、「上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスについての規制」についてもご考慮いただき、両方の市場における適切な競争状況の確保とそのために必要な規制の導入をご検討いただきたいと思います。</p> <p>&lt;該当箇所3&gt;</p> <p>イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>(ア) NTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの商品の販売等、NTT東西の県域等子会社において禁止行為等規制の潜脱行為が行われており、禁止行為等規制の対象に県域等子会社を追加する又はNTT東西の子会社等監督義務に関する厳格な調査検証及びそれに是正措置を講じる等すべきとの指摘（意見35）について</p>
--	--	--

		<p>『ただし、これらの措置が徹底されない場合には、県域等子会社において当該規制を潜脱するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を今後とも注視していくこととする。』</p> <p>&lt;意見3&gt;</p> <p>電気通信市場におけるNTTグループのシェアが依然として高止まりしているという現状を踏まえると、健全な公正競争を確保するためには、今後もNTTグループの事業運営における行為について、網羅的かつ的確な規制を継続する必要があります。</p> <p>特に、監督対象となる県域等子会社の多くが再委託を行っているという実態を踏まえると、再委託先をも包含した透明性の高い禁止行為等規制が必要不可欠であると考えられます。</p> <p>検証結果でご指摘のとおり、県域等子会社において当該規制を潜脱するおそれがありますので、本件に対する運用状況の検証につきましては、制度における重要なポイントとして厳重かつ透明性の高いチェックを継続していただきますようお願いいたします。</p>
	(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	—
	(5) 機能分離の運用状況に関する検証	—
	(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	<p>&lt;該当箇所&gt;</p> <p>(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされることがないように、適時適切に措置すべきとの指摘（意見52）について</p> <p>『本項全文』</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>電気通信市場におけるNTTグループのシェアが依然として高止まりしているという現状を踏まえると、健全な公正競争を確保するためには、今後もNTTグループの事業運営における行為について、網羅的かつ的確な規制を継続する必要があります。</p> <p>NTTファイナンス殿を通じた料金業務統合については、NTT東西殿から総務省殿への報告「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について」等が公開されているものの、NTTグループの業務統合は一見軽微と思われるものであっても電気通信市場の動向に大きな影響を与えることがありますので、絶えず包括的検証が必要です。</p> <p>今後とも、透明性の高い議論および検証作業の実施を要望いたします。</p>